

平成 22 年度実施  
大学機関別認証評価  
評価報告書

東京芸術大学

平成 23 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構



# 目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	12
基準4 学生の受入	16
基準5 教育内容及び方法	20
基準6 教育の成果	33
基準7 学生支援等	36
基準8 施設・設備	40
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	43
基準10 財務	46
基準11 管理運営	48
<参 考>	53
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	55
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	56
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	57



独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について
-------------------------------------

## 1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立つこと。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

## 2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

22年7月	書面調査の実施
8月～9月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～23年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成23年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
荒 川 正 昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
飯 野 正 子	津田塾大学長
稲 垣 卓	前 大阪教育大学長
尾 池 和 夫	国際高等研究所理事・所長
大 塚 雄 作	京都大学教授
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶 谷 誠	電気通信大学長
金 川 克 子	神戸市看護大学長
北 原 保 雄	元 筑波大学長
郷 通 子	情報システム研究機構理事
河 野 通 方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 林 俊 一	秋田県立大学長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
齋 藤 八重子	元 東京都立九段高等学校長
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴 木 典比古	国際基督教大学長
永 井 多恵子	せたがや文化財団副理事長
野 上 智 行	国立大学協会専務理事
ハス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
◎吉 川 弘 之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

## (2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
北 原 保 雄	元 筑波大学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長

※ ◎は主査

## (3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

## (第4部会)

◎鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
岩 田 州 夫	公立ほこだて未来大学副理事長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
近 藤 譲	お茶の水女子大学副学長
潮 江 宏 三	京都市立芸術大学教授
庄 野 進	国立音楽大学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
○鈴 木 典比古	国際基督教大学長
土 屋 俊	千葉大学教授
西 村 立 子	沖縄県立芸術大学教授
森 田 寛	北海道教育大学教授
○矢 田 俊 文	北九州市立大学長

※ ◎は部会長、○は副部会長

## (4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
北 村 信 彦	公認会計士、税理士
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

#### 4 本評価報告書の内容

##### (1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

##### (2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

##### (3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

#### 5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成22年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。



## I 認証評価結果

東京芸術大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 当該大学の活動理念として「東京芸術大学の使命と目標」を策定し、我が国唯一の国立総合芸術大学として、我が国の芸術文化の発展について指導的役割を果たすことが当該大学の使命であるとの考えの下、基本的な方針及び養成しようとする人材像を含め達成しようとする基本的な成果等について明示している。
- 美術学部附属施設として、古美術に関する研究、教育並びにこれに関連ある調査、古美術保存、修理及び資料の収集等を行うための古美術研究施設を奈良市に設置し、各学部・研究科の学生の古美術研究旅行等を受け入れている。
- 音楽学部では、特に声楽、オペラなどの分野で、正しい外国語のリズムの把握、舞台語の発声、発音の訓練が重要であること等から、学内共同教育研究施設である言語・音声トレーニングセンターで、幅広い言語種とレベルでネイティブの教員を中心とした実用外国語科目や原典指導が行われている。
- 文部科学省特別教育研究経費を得て芸術リサーチセンターを立ち上げ、芸術分野における博士学位の在り方、作品・演奏と一体化した研究論文の作成と位置付け等の研究を行うとともに、研究の一環として、学位論文の指導補助を行っている。
- 平成16年度に文部科学省の現代GPに採択された「取手アートプロジェクトと地域文化の活性化」は、「取手アートプロジェクト」として、美術学部先端芸術表現科、音楽学部音楽環境創造科が中心になり、行政や市民と一体となって取り組み、授業の一環として発展している。
- 国内、国外の各種展覧会、コンクール、映画祭等で発表した、学生の創作活動・演奏活動に対して、学部、大学院を合わせて、学生の受賞が平成21年度で50件を超えている。
- 大学美術館は、美術作品やそれに関わる資料を収集、保存し、研究を推進するとともに、研究成果の展示や様々な普及活動を通して、制作と教育研究の現場である芸術大学という特性に合わせた、実験的な美術館として機能しており、特別展・企画展を多数開催し、平成21年度では約22万人の入場者があった。
- 奏楽堂は、聴衆と一体となった臨場感のある音楽ホールでの演奏が、音楽の教育研究及びその成果の発表に必要不可欠であることから建設され、客席の天井全体を可動式にして音響空間を変化させる方式を採用して、多様な演奏形態に対応できるホールとして活用されており、平成21年度では55回の演奏会を開催し、約3万5千人の入場者があった。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一つの研究科及び別科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 学部間の共通科目の交流、学内共同教育研究施設等の開設科目の活用などは特徴的であり、教育推進室会議が設置を決定した教養教育検討センターによる全学的な検討により、教養教育の更なる向上が期待される。

## II 基準ごとの評価

### 基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。

### （評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学では、大学の目的を学則において「本学は、広く芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門芸術の技能、理論及び応用の教授並びに研究を目的とする。」と規定し、これを踏まえて、すべての活動の基本理念を、「東京芸術大学の使命と目標」として、平成 21 年 6 月に策定し、教育研究や社会貢献活動における理念、目標を以下のように定めている。

「東京芸術大学は、その前身である東京美術学校、東京音楽学校の創立以来 120 余年間、我国の芸術教育研究の中核として、日本文化の伝統とその遺産を守りつつ、西欧の芸術思想及び技術を摂取、融合を図り幾多の優れた芸術家、中等教育から高等教育に亘る芸術分野の教育者・研究者を輩出してきました。

こうした歴史的経緯を踏まえ、我国唯一の国立総合芸術大学として、創立以来の自由と創造の精神を尊重し、我国の芸術文化の発展について指導的役割を果たすことが、東京芸術大学の使命であると考えています。

また、この使命の遂行のため、下記のことを基本的な目標としています。

- ・ 世界最高水準の芸術教育を行い、高い専門性と豊かな人間性を有した芸術家、芸術分野の教育者・研究者を養成する。
- ・ 国内外の芸術教育研究機関や他分野との交流等を行いながら、伝統文化の継承と新しい芸術表現の創造を推進する。
- ・ 心豊かな活力ある社会の形成にとって芸術のもつ重要性への理解を促す活動や、市民が芸術に親しむ機会の創出に努め、芸術をもって社会に貢献する。」

また、各学部の学部規則に学部の目的を定めている。美術学部では、「美術についての学識を授け高い表現能力を養い、創作や研究活動を行うすぐれた作家・研究者を養成することを目的とする。」、音楽学部では、「音楽についての深い学識と高い技術を授け、音楽の各分野における創造、表現、研究に必要な優れた能力を養い、社会的要請に応える人材を育成することを目的とする。」としている。さらに、教育活動を実施する上での基本方針を中期目標において定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学は、「東京芸術大学の使命と目標」において、大学院を含めた大学としての活動の基本理念を定めるとともに、大学院学則において、「東京芸術大学大学院（以下「大学院」という。）は、芸術及びその理論を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。」、また、美術研究科、音楽研究科、映像研究科の各研究科ではそれぞれの規則において、美術研究科は、「より広い視野に立って美術についての深い学識を授け高い表現能力を養い、自立して創作や研究活動を行うすぐれた作家・研究者を養成することを目的とする。」、音楽研究科は、「高度に専門的かつ広範な視野に立ち、音楽についての深遠な学識と技術を授けること、音楽に関わる各分野における創造、表現、研究又は音楽に関する職業等に必要な優れた能力を養うこと、さらには自立して創作、研究活動を行うに必要な高い能力を備えた教育研究者を養成することを目的とする。」、また、映像研究科は、「映像に関する学術的な理論及び応用を教授研究し、その奥義を究め、自立して創作活動と研究活動を行うに必要なとされる、表現者としての問題発見能力と専門家としての問題解決能力という二つの能力を兼ね備えた表現者と教育研究者を養成することを目的とする。」と規定し、大学院における人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明らかにしている。さらに、教育活動を実施する上での基本方針を、中期目標において定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

明確に規定された当該大学の目的、各学部・研究科の目的、また、「東京芸術大学の使命と目標」については、各年度の大学案内、学生便覧、履修案内により学生に周知を図るとともに、当該大学のウェブサイトに掲載し、教職員への周知を図り、広く社会に公表している。

特に、新入生に関しては、入学式や新入生ガイダンス等の際に、学長、学部長及び各科代表教員の挨拶のなかで、目的に触れることを通して、周知を図っている。このほか、学則その他の学部規則等、及び中期目標については、当該大学のウェブサイトを通して広く学内外に公表している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 当該大学の活動理念として「東京芸術大学の使命と目標」を策定し、我が国唯一の国立総合芸術大学として、我が国の芸術文化の発展について指導的役割を果たすことが当該大学の使命であるとの考えの下、基本的な方針及び養成しようとする人材像を含め達成しようとする基本的な成果等について明示している。

**基準 2 教育研究組織（実施体制）**

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 2 を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

「我国唯一の国立総合芸術大学として、創立以来の自由と創造の精神を尊重し、我国の芸術文化の発展について指導的役割を果たすこと」を使命として掲げている当該大学は、学士課程において、「美術についての学識を授け高い表現能力を養い、創作や研究活動を行うすぐれた作家・研究者を養成すること」を目的とする美術学部と、「音楽についての深い学識と高い技術を授け、音楽の各分野における創造、表現、研究に必要な優れた能力を養い、社会的要請に応える人材を育成すること」を目的とする音楽学部の2学部を設置している。

それぞれの学部の教育研究の目的を達成するために

- ・ 美術学部（7学科：絵画科、彫刻科、工芸科、デザイン科、建築科、芸術学科、先端芸術表現科）
- ・ 音楽学部（7学科：作曲科、声楽科、器楽科、指揮科、邦楽科、楽理科、音楽環境創造科）

を設置している。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

当該大学では、教育担当理事を室長とする教育推進室の下に置かれた教養教育部会が教養科目、外国語科目及び保健体育科目からなる教養教育の企画立案、実施等を行っている。これらの科目は各学部の教員が担当する学部ごとの共通科目のほか、外国語科目、保健体育科目に加えて、芸術情報センター、言語・音声トレーニングセンター、大学美術館、演奏芸術センターがそれぞれの目的のために開設する授業科目からなり、相互の共通科目を指定して、履修することができるように運営している。

しかし、中期目標で掲げた「高度な芸術専門教育を支える人間性の基盤を涵養する教育を行う。」という学士課程における教養教育等に関する目標を推進するための、全学的な検討体制の確立が必要であったことから、平成22年度に教養教育検討センターを設置し、芸術教育はそれ自体が教養形成であるという観点から、芸術大学における教養教育の在り方についての指針を全学的立場から検討し、平成25年度までに明示することとした。

これらのことから、教養教育の体制が機能しており、一層の改善のための取組に着手していると判断する。

2-1-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学の大学院は、大学院の目的に沿って、美術研究科、音楽研究科、映像研究科から構成されている。

各研究科は教育研究の目的に応じて、

- ・ 美術研究科（修士課程 8 専攻：絵画専攻、彫刻専攻、工芸専攻、デザイン専攻、建築専攻、芸術学専攻、先端芸術表現専攻、文化財保存学専攻、博士後期課程 2 専攻：美術専攻、文化財保存学専攻）
- ・ 音楽研究科（修士課程 6 専攻：作曲専攻、声楽専攻、器楽専攻、指揮専攻、邦楽専攻、音楽文化学専攻、博士後期課程 1 専攻：音楽専攻）
- ・ 映像研究科（修士課程 3 専攻：映画専攻、メディア映像専攻、アニメーション専攻、博士後期課程 1 専攻：映像メディア学専攻）

を設置している。

これらの構成は各研究科の教育研究目的に適合したものとなっている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学では、「音楽に関する技能教育を簡易な程度において教授することを目的」とした修業年限 2 年の別科を設置しており、声楽、器楽、邦楽の 3 専修で構成している。

これらの別科・専修の構成は、教育目的に整合したものとなっており、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

当該大学では、大学の教育研究に必要な附属施設、センターとして、以下に示す 9 つの学内共同教育研究施設等を設置している。

すなわち、大学の教育研究の目的を達成するために必要な

- ・ 附属図書館
- ・ 留学生センター
- ・ 保健管理センター

に加えて、以下の 6 つの学内共同教育研究施設等を設置している。

各施設等の名称、目的、教育研究活動の状況の概要は次のとおりである。

- ・ 大学美術館：芸術資料の調査、収集、保存及び管理、芸術資料の展示公開、当該大学の教育研究の展示公開に関することを通して研究、教育並びに美術館活動の推進に資することを目的としており、学芸員資格の取得を目的とした授業科目等も開設している。また、展覧会等を通して、学生の教育啓発に資するとともに、そのほか、特別展・企画展を多数開催しており、平成 21 年度では約 22 万人の入場者があった。
- ・ 言語・音声トレーニングセンター：外国人教師による正しい外国語のリズムの把握、発音の矯正、話し言葉の訓練、及び、声楽、オペラ、邦楽などの音楽部門における舞台語の発声、発音の訓練、並びに、これらの教育、訓練等を効果的に行うための基礎研究等とセンター附属設備の共同利用を業務としており、実用を中心とした外国語科目を多数開設している。
- ・ 演奏芸術センター：奏楽堂を舞台に、美術学部・音楽学部の枠を越えて、演奏及び総合的舞台芸術

の創造的な「場」をプロデュースすることを目的としている。この目的に沿う授業科目を開設するとともに、奏楽堂において平成21年度で55回の演奏会を開催し、約3万5千人の入場者があった。

- ・ 芸術情報センター：芸術情報システムを整備運用し、研究、教育及び事務処理等の利用に供するとともに、キャンパス情報ネットワークを適切に管理運用し、情報化を図ることを目的としており、芸術情報を中心とした多くの授業科目も開設している。
- ・ 社会連携センター：社会連携活動の総合窓口として、地域社会や産業界等との連携を推進し、教育研究の振興を図るとともに、地域社会への貢献に資することを目的としている。また、例えば、「藝大アーツ イン 東京丸の内」のような形で、積極的に地域社会、産業界、経済界と連携しながら、大学の人的、芸術的資源を活かした事業を企画、実施している。
- ・ 藝大アートプラザ：当該大学が企画開発した作品等並びに教職員、学生及び卒業生が創作した作品等を社会に対して積極的に発信することにより、教育研究成果を広く一般に提供するとともに、文化芸術を社会の身近なものとするを通して心豊かな生活や活力ある社会の実現に寄与することを目的としており、様々な作品の企画展示等を行っている。

また、教育研究に係る学部の附属施設として、以下の附属施設を設置している。

(美術学部)

- ・ 古美術研究施設：古美術に関する研究、教育並びにこれに関連ある調査、古美術保存、修理及び資料の収集等を行うことを目的としている。奈良市にあるこの施設では、各学部・研究科の学生の古美術研究旅行等を受け入れており、平成21年度では約2,800人の宿泊者があった。
- ・ 写真センター：写真、映像施設等の利用を通じて芸術に関する教育・研究効果の増大を図ることを目的としている。平成21年度の利用者数は、約900人、機材の貸出は、約1,500件であった。

(音楽学部)

- ・ 附属音楽高等学校：学校教育法に基づいて高等普通教育及び音楽に関する専門教育を施すとともに、音楽学部の教育計画に従って音楽教育の理論と実際を研究し、併せて音楽学部学生の教育実習を行っている。

これらの教育研究施設等の構成及びその設置目的、教育研究活動は、当該大学の「使命と目標」を遂行する上で適切なものである。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

全学的組織として教育研究評議会を置き、当該大学の教育活動に係る重要事項を審議している。

また、各学部及び映像研究科には教授会を、美術研究科及び音楽研究科には大学院研究科委員会を置き、それぞれの特性を踏まえた教育活動の具体的事項を審議している。

これらの会議は、原則として毎月一回、定期的で開催されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数ので会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

各学部・研究科のそれぞれの特性を踏まえた教育課程や教育方法等を検討するため、美術学部、美術研究科では、教授会構成員で日本画、油画、彫刻、工芸、デザイン、建築、先端芸術表現、芸術学、文化財

保存学、美術教育及び大学美術館の区分から選出された者、各1人と取手校地共通工房長で構成される美術学部教務委員会（美術研究科を含む）を設置している。

音楽学部、音楽研究科では、音楽学部副学部長及び教授会構成員で、作曲、声楽、オペラ、ピアノ、オルガン、弦楽、管打楽、室内楽、古楽、指揮、邦楽、楽理、音楽教育、ソルフェージュ、応用音楽学、音楽文芸及び音楽環境創造の専攻等から選出された者、各1人並びに教授会構成員で演奏芸術センターから選出された者、1人で構成される音楽学部教務委員会及び大学院音楽研究科学位委員会を設置している。

これらの委員会は、毎月定期的開催されている。

なお、映像研究科においては、修士課程3専攻、博士後期課程1専攻の小規模な大学院のみの教育研究組織のため、直接、教授会において教育課程や教育方法等を検討している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 学内共同教育研究施設として、芸術資料の調査、収集、保存及び管理、芸術資料の展示公開等のために大学美術館を設置しており、学生の教育啓発に寄与している。さらに、特別展・企画展を多数開催し、平成21年度では約22万人の入場者があった。
- 学内共同教育研究施設として、外国人教師による話し言葉の訓練、及び、音楽部門における舞台語の訓練等のために言語・音声トレーニングセンターを設置しており、実用を中心とした外国語科目を多数開設している。
- 学内共同教育研究施設として、奏楽堂を舞台に、演奏及び総合的舞台芸術の創造的な「場」をプロデュースする演奏芸術センターを設置しており、この目的に沿う授業科目を開設するとともに、奏楽堂において平成21年度で55回の演奏会を開催し、約3万5千人の入場者があった。
- 学内共同利用施設として、当該大学が企画開発した作品等並びに教職員、学生及び卒業生が創作した作品等を社会に対して積極的に発信するための藝大アートプラザを設置し、様々な作品の企画展示等を行っている。
- 美術学部附属施設として、古美術に関する研究、教育並びにこれに関連ある調査、古美術保存、修理及び資料の収集等を行うための古美術研究施設を奈良市に設置し、各学部・研究科の学生の古美術研究旅行等を受け入れている。

#### 【更なる向上が期待される点】

- 学部間の共通科目の交流、学内共同教育研究施設等の開設科目の活用などは特徴的であり、教育推進室会議が設置を決定した教養教育検討センターによる全学的な検討により、教養教育の更なる向上が期待される。

**基準3 教員及び教育支援者**

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準3を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制に関する事項は、学則及び講座に関する規則において、学部により学科を、研究科により専攻を、また、学科又は研究科の下に講座を置くことが定められている。講座には、教授、准教授、講師、助教、助手が配置されている。

さらに、教育内容の特性に応じて講座の下に研究室を組織し、専門的な指導を分担して行える体制を整えている。

各学部・研究科においては、学科等に置かれている講座単位ごとに主任等を置いており、当該教員が学部等の重要会議である運営委員会あるいは運営会議に代表として参加し、各学科・専攻等の間の教育研究業務を調整し、副学部長の補佐を受けて、学部長の責任において執行する体制を整えている。

なお、映像研究科では大講座制をとっているため、専攻ごとに主任を置き、当該教員が専攻の責任を負っている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりである。

- ・ 美術学部：専任90人（うち教授47人）、非常勤96人
- ・ 音楽学部：専任78人（うち教授44人）、非常勤261人

教育上主要な授業科目である「専門実技科目」では少人数指導あるいは個人レッスンによる教育方法が主体であり、この実施は研究室が単位となり、研究室には専任教員を配置している。また、少人数指導あるいは個人レッスンによる教育方法の充実・維持を図るために多くの非常勤職員、教育補助者を委嘱している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目は、専任の教授又は准教授を配置している研究室が核になっていると判断する。



3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりである。

〔修士課程〕

- ・ 美術研究科：研究指導教員 85 人（うち教授 53 人）、研究指導補助教員 3 人
- ・ 音楽研究科：研究指導教員 74 人（うち教授 44 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 映像研究科：研究指導教員 14 人（うち教授 14 人）、研究指導補助教員 1 人

〔博士後期課程〕

- ・ 美術研究科：研究指導教員 85 人（うち教授 53 人）、研究指導補助教員 3 人
- ・ 音楽研究科：研究指導教員 74 人（うち教授 44 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 映像研究科：研究指導教員 14 人（うち教授 14 人）、研究指導補助教員 1 人

各研究科・専攻すべてにおいて、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

当該大学では、教員の採用及び昇任等の選考に関して、東京芸術大学における教員の採用及び昇任等に関する選考要項を定め、選考手続きとして「原則として、公募制により、国内外を問わず広く人材を求め」こと、また、選考の観点として、「等しい能力をもつ候補者が複数あった場合には、他大学出身者、女性、外国人、障害者を積極的に選考する」ことを規定している。

さらに、東京芸術大学における大学教員の任期に関する規則を制定し、任期制を導入している。当該大学では、任期制を平成 10 年に制定した規則に基づき行ってきたが、国立大学法人化に伴い平成 16 年度に上記の規則を制定し、一部の講座等あるいは職位に限っていた対象教員をほぼ全学科等・全職位に拡大し、新規採用者は原則として任期を付すこととした。さらに、同日に在職している大学教員のうち本人の同意を得られた者については任期を付すこととした。このことにより、大学教員のうち任期付教員の在職割合は、平成 16 年度末 57%、平成 20 年度末 85%、平成 21 年度末 86%となっている。

また、競争的資金による特定プロジェクト等における研究・教育については、特定有期雇用職員制度を導入し、期間を定めて特任教員や特定研究員を雇用している。

なお、平成 22 年 5 月 1 日現在、専任教員のうち、他大学出身者の比率は、美術学部で約 32%、音楽学部で約 41%、映像研究科で約 87%、その他の部局を含め、全学で約 42%である。女性教員、外国人教員の比率は、各学部・研究科で差はあるものの、全体として、それぞれ約 18%、1%である。また、専任教員の約 80%が 45 歳以上である。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用・昇任に当たっては、東京芸術大学における教員の採用及び昇任等に関する選考要項を制定し、これに基づいて選考が行われている。具体的には、各学部・研究科において、それぞれの専門分野における業績、技能、教育・研究能力などを総合的に判断し、必要に応じ模擬授業（レッスン）や面談等を行い、教授会で審査し、その結果に基づき、教育研究評議会の審議を踏まえ学長が決定することとなっている。

また、大学院を担当する教員の資格審査については、上記の選考要項第10条第4項に規定しており、採用・昇任の際、教育研究業績等に基づいて審査し、担当能力があることを確認することを求めている。

当該大学では、原則として、教員の任期制を導入しており、任期の更新を希望する大学教員については、学長の求めに応じて、教育研究評議会が更新のための審査を行い、教育研究評議会は、各学部・研究科の特性に応じた更新の審査を行うために、各学部・研究科の教授会に（1）研究業績、（2）教育実績、（3）大学運営上の貢献、（4）社会への貢献、（5）その他の項目について審査を付託し、この結果に基づき審査を行うこととなっている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

当該大学では、原則として、教員の任期制を導入しており、更新が可能となっている。この更新審査における担当授業科目、学生担当状況、学位授与状況に関する評価が教員の教育活動の定期的な評価になっている。この評価の実施状況としては、平成20年度は3人、平成21年度は10人であった。なお、任期を付していない大学教員についても、任期付き教員の更新審査に準じて平成21年度には2人の教員評価を行った。

また、勤勉手当の支給割合の決定に当たっては、各理事の下に置かれる理事室及び各部局に置かれる委員会など大学管理運営組織への貢献について考慮し、判断を行っている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

当該大学の教員は、その多くが教育者であると同時に我が国有数の芸術家であって、主たる授業科目である専門実技科目と関連する研究活動を恒常的に行っており、その研究成果を展覧会又は演奏会等の方法を通じて、学内外において積極的に発表している。また、各学部・研究科においては、採用、昇任及び任期更新時の評価の際に、教育内容と研究活動との関連性を確認している。

なお、大学美術館などにおいては、美術学部研究室との共同研究として当該大学の教育の質の向上につながる専門的研究活動が行われている。平成22年度には、重要文化財としての石膏像を3Dスキャンによって再現することにより、実際に触って制作過程を確認できるブロンズ像を復元鑄造している。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-1① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育事務に関する事務組織として、事務局に学生支援課、各学部、映像研究科に事務部等を置き、事務職員を配置している。取手地区、千住地区の事務室はそれぞれ美術学部、音楽学部の事務部が管轄している。また、専門分野の特性に応じ映像研究科には技術職員を配置している。

優秀な大学院生に対し、学部学生等に対する助言や演習等の教育補助業務を行わせ、教育トレーニングの機会を提供することを目的にTAを配置している。平成21年度には、美術学部、美術研究科に29人、音楽学部、音楽研究科に54人の大学院生が配置された。

また、当該大学の専門教育は、実技又は制作が中心であるため、実技指導の補助や教員の教育活動と学生の学習・研究活動との間を有機的に結びあわせるために、専門的知識、技能を持つ教育補助者を配置しており、平成18年度からは「教育研究助手」として、全学的な規程において位置付けることとした。平成21年度には、美術学部、美術研究科に119人、音楽学部、音楽研究科に69人、映像研究科に10人の計198人を配置している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

**基準4 学生の受入**

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

**【評価結果】**

**基準4を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

アドミッション・ポリシーについては、美術学部では、

「120年を超える歴史のなかで、美術の各分野において、時代を代表する作家、研究者、教育者を輩出してきました。

本学部は、こうした伝統のなかで培われた創造性を身につけ、新たな時代に対応し、優れたオリジナリティを発揮できる人材の育成を目的としています。本学部で学ぶ学生には、歴史のなかで蓄積された技芸と知識を修得し、さらにその成果を革新し、発展させ、広く世界の文化と社会のために貢献する能力が望まれます。

こうした理念を踏まえ、真摯な姿勢で、教員とともに研鑽を積み、美術の世界に、豊かな収穫をもたらす学生を広く求めています。」

また、音楽学部では、

「音楽についての深い学識と高い技術を授け、音楽の各分野における創造、表現、研究に必要な優れた能力を養い、社会的要請に応える人材の育成を目指しています。

この教育理念に基づき、本学部からは、百年以上に亘り世界的な音楽家や広く社会の文化発展に寄与した多くの人材を輩出してきました。

こうした伝統と遺産を継承しつつ、新たな歴史を刻み込む強い意志と意欲を持った方を求めています。具体的に本学部各々が求める学生像は次のとおりです。

○ 作曲科

優れた音楽的能力のみならず、伝統的な語法に関する確かな素養を身につけ、且つ自発性、創造性を有する人材・・・・・・・・・・(以下省略)」

などの例に見られるように、求める学生像を中心に各学部・研究科において、それぞれの特性や理念に応じ詳細かつ明確に定め、当該大学のウェブサイト、入学者選抜要項、大学案内及び募集要項等で公表し、周知を図っている。

また、入学者選抜の基本方針は、入学者選抜要項に「入学者の選抜は、大学入試センター試験及び本学が実施する個別学力検査、実技検査、小論文、面接並びに出身学校長から提出された調査書の各資料を総合して判定する。本学の個別試験は、数次に分けて選抜を行い、それぞれ合格者を発表する。合格しない者は、次の試験は受験できない。」と明記し、公表・周知を図っている。

このことは、アドミッション・ポリシーに基づく人材を受け入れるため、入学者選抜試験において入学志願者一人一人の適性、能力を複数次にわたり多角的に、的確に判断して選抜することを方針としていると考えられる。

これらのことから、入学者受入方針が定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-1① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

アドミッション・ポリシーに基づく人材を受け入れるため、入学者選抜試験において入学志願者一人一人の適性、能力を多角的に、的確に判断することを目指して、各学部・研究科では、以下のような選抜方法をとっている。

美術学部では、帰国子女特別選抜を実施する先端芸術表現科を除き、一般選抜のみとし、実技検査を主体とする2次にわたる検査を行い、その成績に、大学入試センター試験成績と調査書の各資料を総合して判断している。

音楽学部では、一般選抜のみとし、実技検査、音楽に関する基礎能力検査を主体とする2次ないし4次にわたる検査を行い、その成績に、大学入試センター試験成績及び調査書の各資料を総合して判断している。

大学院では、学士課程と同様に一般選抜として、研究科、専攻等の特性に応じた選抜方法をとっている。

なお、美術研究科文化財保存学専攻及び音楽研究科修士課程において、外国人留学生特別選抜も実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

該当なし

4-2-3③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜実施体制としては、各学部・研究科の教授会、研究科委員会の下に、学部長又は研究科長を委員長とした入学試験運営委員会又は運営会議（入試）を設置している。ここでは、入学試験実施上の管理運営、実施要項及び試験日程、実技並びに学科試験実施科目、試験官の選考、合格判定基準、その他の入学試験実施に関する重要な事項を審議している。

実際の入学者選抜実施に当たっては、入学試験運営委員会又は運営会議（入試）によって、責任を持って公正に実施されている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-4④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

各学部・研究科の入学者選抜試験の検証、改善に関しては、年度当初に開催する入学試験運営委員会又は運営会議（入試）において、前年度の選抜試験の実施を踏まえつつ、今後の在り方を含め検証等を行っ

ているところであり、具体的には、入学試験日程、試験科目、点数配分等の検証を行っている。

検証結果が具体的な改善につながった直近の事例としては、各学部の一部の学科において、平成22年度より大学入試センター試験科目の対象科目拡大、個別学力検査等の試験科目や配点の変更を行った。また、優秀な人材確保を図る観点から美術学部全学科の個別試験を前期日程のみとしたことが挙げられる。さらに、入学志願者への負担軽減を図るため、試験日程や合格発表について、平成21年度入学者選抜試験から掲示と併せて当該大学のウェブサイトでも発表することとした。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成18～22年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。(ただし、平成19年4月に設置された映像研究科(博士後期課程)については、平成19～22年度の4年分。)

[学士課程]

- ・ 美術学部：1.01倍
- ・ 音楽学部：1.01倍

[修士課程]

- ・ 美術研究科：1.20倍
- ・ 音楽研究科：1.03倍
- ・ 映像研究科：0.98倍

[博士後期課程]

- ・ 美術研究科：1.24倍
- ・ 音楽研究科：0.96倍
- ・ 映像研究科：1.83倍

[別科]

- ・ 大学別科：0.61倍

映像研究科(博士後期課程)については入学定員超過率が高い。また、大学別科については入学定員充足率が低い。

映像研究科博士後期課程においては、我が国唯一の国立映像研究分野の博士後期課程設立に伴い、多数の入学志願者があり、能力、適性等を判断の上、教育研究に支障のない範囲において受入を行ったこともあり、入学定員超過率が高い状態にある。

また、別科では、入学志願者は過去5年平均で5倍を超えているが、入学定員充足率は0.61倍と低い状態にある。

なお、入学定員の適正化に向け、各学部・研究科において、今後の社会的ニーズ等を踏まえ入学定員や教育研究組織の見直しを進めている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一つの研究科及び別科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

**【改善を要する点】**

- 大学院課程の一つの研究科及び別科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

**基準5 教育内容及び方法**

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

**【評価結果】**

**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

当該大学の教育課程の編成は、学則に教育課程の編成方法として、「各学部又は学科は第4条に定める教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、専門の技能及び理論を教授するとともに幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養できるような教育課程を編成するものとする。

2 教育課程は、各学科の専攻に係る授業科目を必修科目、選択科目に分けて開設するものとし、必要に応じて自由科目を設けることができる。」と定められた内容に基づいている。

また、当該大学の教養教育の特徴は、未来の芸術文化を担っていくにふさわしい人間性の涵養が不可欠であり、芸術教育はそれ自体が教養形成であるという観点にある。

(美術学部)

共通科目は、専門基礎科目、教養科目、外国語科目、保健・体育科目の4項目に区分して開設し、各科によって差異があるが、16～22単位の修得を求めている。

専門実技科目に関しては、各科・専攻において、技法や技術の習得の必要性から、学年進行制を基本とし、1年間を複数の課題に分割して、それぞれの課題を別の教員が担当し、半期ごとに行う合同講評会などで複数教員による評価を行っている。また、実技を主とせず、理論を主とする学科においても、1、2



年次に絵画や彫刻に関する基礎造形実技が必修となっている。

また、全学科・専攻を通じて、「古美術研究」を必修としている。「古美術研究」は、奈良市にある学部附属の古美術研究施設を拠点に、国宝級を含む様々な美術工芸品や文化財等の古美術を主として、奈良・京都の寺社、博物館、研究施設等で実地に見学、鑑賞し、研究することで、美術を専攻する学生の基礎的視野を広げ、各自の専門分野の研鑽に資することを目的としている。

さらに、教育職員免許状取得のための教職課程及び学芸員資格取得のための博物館学芸員課程を開設しており、これらの資格の取得を目指す場合、必要に応じた実技又は理論の科目を履修することとしている。

(音楽学部)

共通科目は、一般教養科目と専門基礎科目からなる教養科目と外国語科目によって構成され、各科によって差異があるが、24～38単位の修得を求めている。

専門科目は、専門実技科目やその科に独自の科目等、履修が原則として、当該の科又は専攻の学生に限られるもの、オーケストラ、吹奏楽などのように複数の科又は専攻に関わるもの、及びソルフェージュ、和声、各々が専門とする分野以外の実技について幅広く履修する副科実技のように全科又は専攻を対象とするものに大別される。また、実技を主としない楽理科、音楽環境創造科においても、和声や演奏実技を課しており、理論だけでなく、基礎的な実技を修得することとしている。

さらに、教育職員免許状取得のための教職課程を開設しており、これらの資格の取得を目指す場合、必要に応じた実技又は理論の科目を履修することとしている。

なお、各学部では、他学部の授業の一部を履修できるようにしている。

以上のように、美術学部、音楽学部ともに、教育課程の編成、授業科目の配置、内容は工夫されており、教育の目的に沿うものになっていると考えられる。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

教育課程の編成や授業科目の配分等については、各学部・学科又は専攻の教育目的、理念を踏まえ、教育担当理事の下にある教育推進室で全学的に実施する学生授業アンケート結果等を配慮して、当該学部教務委員会において審議し、決定している。

各学部の状況は以下のとおりである。

(美術学部)

各学科・専攻におけるアトリエや工房を中心とした専門実技科目においては、少人数のグループ指導という特徴を活かして、随時学生からの要望を吸収するとともに、現代的なニーズとしてのコンピューターを活用した内容やプレゼンテーション技術の教育など教育内容や教育方法の見直しを逐次行っている。

共通科目については、当該学部全体の視野から教務委員会で開講科目を決定している。

学生の授業アンケートなどの結果により、平成18年度には、芸術情報センターと連携して行っている情報処理教育に関する科目についての大幅な見直しを、また、平成20年度には、「中国語」、「韓国語」、「英語会話」の新規開設を行った。このほか、大学美術館や言語・音声トレーニングセンターなどの学内共同教育研究施設等が開設する授業科目、及び音楽学部で開設されている科目の一部についても美術学部生の履修を認めており、学生の多様なニーズにこたえられる環境となっている。

(音楽学部)

専門実技科目では、各学科・専攻における個別レッスンや少人数グループ指導の教育の特徴を活かして、個々の学生の発展段階に応じた教育指導を行うなどきめ細やかな教育を行っている。一方、座学を中心とした講義科目では、コンピューター、オーディオ機器やパワーポイント等情報機器の活用による情報時代に対応した教育を行っている。

共通科目については、当該学部全体の視野から、毎年教務委員会で審議の上、開設科目を決定している。

当該学部においては、演奏や文献購読等を行うに当たり、外国語のスキルが必要不可欠であることから、各学科・専攻においても、外国語科目を重視しており、卒業に必要な単位数を多くしている科もある。特に声楽、オペラなどの分野では、正しい外国語のリズムの把握、舞台語の発声、発音の訓練が重要であること、また、将来海外留学を希望する学生が多いことから、会話等の外国語実用科目についてのニーズも高い。これに対応するために、学内共同教育研究施設である言語・音声トレーニングセンターで、幅広い言語種とレベルで外国語科目を開設し、ネイティブの教員を中心とした実用外国語科目や原典指導が行われている。また、ほとんどの科目において、履修登録時にリスニングテストや面接試験でクラス分けを実施しており、各人のレベルにあった少人数教育が徹底されている。

加えて、美術学部で開設されている科目の一部についても当該学部生の履修を認めているほか、お茶の水女子大学と単位互換制度を整備するなど、学生の多様なニーズにこたえられる環境となっている。

なお、平成16年度に文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択された「取手アートプロジェクトと地域文化の活性化」をテーマとするプロジェクトは、その後も発展し、「取手アートプロジェクト」として、美術学部先端芸術表現科、音楽学部音楽環境創造科が中心となり、市の行政や市民と一体となって、授業の一環として企画運営に取り組んでいる。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

各学部において、専門実技科目を中心とした教育課程を編成しており、少人数のグループ指導や個人レッスン等を通じた指導を行っている。指導に際しては、個々の能力に応じ、課題や練習方法等についてきめ細かい指導を行うとともに学生が制作や練習に打ち込めるよう、アトリエやレッスン室等の自主学習環境を整備し、開放している。さらに、オフィスアワー制度として、授業科目に関する学生の質問・相談に応じる環境を整備している。

さらに、音楽学部では、学生が年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めたCAP制度を導入しており、学習すべき授業を精選することにより、十分な自主学習時間を確保し、授業内容の深い理解を図ることができるよう努めているほか、「音楽リサーチ法」を開設し、音楽資料等における検索方法や資料の使い方を教示し、自主学習を促進している。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

当該大学では教育目的に照らして、各学部・学科又は専攻における教育目的、特性や教育効果等を踏まえた授業形態をとっている。それぞれの学部における授業形態、学習指導法の工夫は以下のとおりである。

## (美術学部)

教育課程は、専門実技科目を中心としたものであるが、学部全体で共通性の高い講義科目を「専門基礎科目」として指定し、また各専門分野に応じて必要とされる講義科目を「指定科目」として指定するなど、講義科目・演習科目などの理論系学科目も履修することとしている。

専門実技科目では、フィールドワーク、ワークショップや社会で活躍するアーティスト等を招聘した特別講義・講演、集中講義を組み入れることにより、実践的な指導や伝統技法、現在の美術分野の動向などを取り入れることができるよう工夫をしている。

さらに、課題終了時などに行われる講評会や学内展示スペース等を使用してのプレゼンテーションを通じて、教員同士あるいは教員・学生間のディスカッションが行われ、指導方法の適切さや各演習及び実技課題の組合せやバランスの適否を確認している。

各学科・専攻ごとの学生の指導については、学生が制作等について発表し、教員・学生全員で討論する場を設定する、研究室ごとに個別相談日を設定し、随時指導教員がコンセプトから表現技術に至るまで具体的にアドバイスをを行う、年間目標、計画を作成、提出させ、各自の目的に合わせた指導を行うなど、様々な学習指導法が工夫されている。

## (音楽学部)

教育課程は、専門実技科目を中心としたものであり、その基本は個人レッスンや少人数のグループ指導が中心である。専門分野以外の実技に関する教育である副科実技も行われているほか、講義科目・演習科目などの理論系学科目も履修することが求められている。

専門科目では、社会で活躍する国内外の音楽家・研究者を招聘した集中講義・特別講座を組み入れることにより、実践的な指導や現在の先端的分野の動向などを取り入れることができるよう工夫しているほか、著名な音楽家・研究者を特別招聘教授に任用して集中的に指導を行っている。

学内演奏会及び卒業演奏会は、一般公開され、レッスンのみでは得られない聴衆との相互交流という経験の場となっている。さらに、奏楽堂等を有効に活用した学生中心の演奏会を通して、学部在学中から社会と結び付いた多面的な教育を展開している。

これらのことから、当該大学の教育目的と特性に応じた授業形態を取り入れ、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

## 5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは美術学部及び音楽学部に分けて、教養科目等の講義科目及び専門科目など、全授業科目にわたって作成し、教務委員会が点検し、教務システム及び当該大学のウェブサイトで公開するとともに、美術学部では冊子を配付し、また、音楽学部では閲覧用シラバスを履修登録会場に置き活用を促している。

実技年間カリキュラムの形で示されている美術学部の専門実技科目を除けば、シラバスの項目は、授業科目名、履修対象、開設学期、教員名、単位数、授業テーマ、授業計画及び内容、受講に当たっての留意事項、成績評価方法、教科書及び参考書、備考（オフィスアワー）から構成されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

## 5-2-2③ 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

専門実技科目を中心としているため、アトリエ、工房などの作品制作の場及びレッスン室、練習室や合奏室などの教育指導・練習の場について、授業時間外の使用を認めている。そのため、学生は空き時間や

授業時間外において、アトリエ等で課題制作や自由制作をまた、レッスン室等で練習や復習等を行っている。また、シラバスにオフィスアワーを記載して自主学習への支援を行う時間を設定している。

美術学部アトリエ等の時間外の使用時には、担当教員あるいは教育研究助手が輪番制で残るなどの工夫により、指導や機材及び安全の管理、施錠等を行うなどの対応をしている。音楽学部では種々の楽器等を整備し、学生の幅広い主体的な学習に寄与している。

また、附属図書館では、平成 16 年 4 月から、上野地区図書館本館において、授業のない期間についても土曜日開館を実施しており、試験期間中は、開館時間を 1 時間延長し、21 時まで開館している。

なお、各学部で開設している外国語科目については、初級クラスを設けるなど能力別のクラスが編成され、学生の到達度に応じた指導がなされている。また、音楽学部音楽環境創造科では、大学の授業についていける基礎学力を提供する初年次教育として「スタディスキル」を実施している。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

卒業認定及び学位の授与、成績評価及び成績評価基準、各科の卒業要件単位については、学則及び各学部規則等において規定し、履修案内、履修便覧、オリエンテーションや当該大学のウェブサイト等で学生に周知を図っているほか、講義科目については、シラバス又は第 1 回目の授業時に授業のテーマ及び授業計画や内容、成績評価方法をあらかじめ学生に周知を図っている。

これらの基準に従って、担当教員が成績評価及び単位認定を行い、卒業認定については教務委員会の審議を経て教授会で認定している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

専門実技科目の成績については、芸術評価は個々の教員によって観点が異なるため、担当教員だけでなく当該科あるいは専攻の複数の教員の評価を総合して判定することにより、客観性の確保を図っている。美術学部の場合は、講評会やプレゼンテーションを行い、その際に教員同士あるいは教員・学生間のディスカッションを行った上で、教員間の合議によって成績評価を行っている。この講評会等には、外部の専門家の参加を仰ぐ場合もある。音楽学部では、演奏試験を行って複数の教員が採点し、採点結果の分布デー

タを作成するなどした上で、教員の合議によって成績評価を行っている。演奏試験は学内外に公開し、これらの取組によって成績評価の信頼性や客観性の確保を図っている。

また、各学部におけるシラバスにおいて「成績評価の方法」を明記するとともに、成績通知書を学生に交付する際、成績評価等に対する申立ての受付など正確さを担保するための措置を講じている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

#### <大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教育課程は、大学院学則に定められた「修士課程は、広い視野に立つて芸術についての精深な学識と技術を授け、芸術の各分野における創造、表現、研究能力又は芸術に関する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。」及び、「博士後期課程は、芸術に関する高度な創造、表現の技術と理論を教授研究し、芸術文化に関する幅広い識見を有し、自立して創作、研究活動を行うに必要な高度の能力を備えた研究者を養成することを目的とする。」という教育上の目的を達成するため、各研究科の履修内規に基づき編成されている。

教育課程は、履修が原則として当該専攻又は研究領域の学生に限定される「必修科目」と研究内容の充実のために幅広く履修可能な「選択科目」に大別され編成されている。

各研究科における教育課程の編成等については、次のとおりである。

##### (美術研究科)

修士課程の教育課程は、基本的には専門分野と関連する講義科目、及び学生が所属する研究室の指導教員の下で行う創作研究等により構成されている。修士課程2年次の創作研究では、学生それぞれの研究課題を研究作品又は修士論文へ昇華させるため、個々人の主体性が発揮できるようにきめ細かな個人指導を行っている。

博士後期課程の教育課程は、自己の属する研究領域において、指導教員及び他の関連教員の指導を受けて、専門の研究を深める「研究領域特別研究指導」に加えて、全学生に「創作総合研究」を、芸術学研究領域以外の学生に「造形計画特別研究」を、また、文化財保存学専攻では、「文化財保存学総合研究」を必修科目としている。さらに、関連する研究領域が履修できる特殊講義や特別演習からなる選択科目を多く開設している。

##### (音楽研究科)

修士課程の教育課程は、実技系の専攻では、必修科目は、演奏の実習や楽曲分析を中心としたものからなり、研究分野によってはリサイタルを必修科目として位置付けるなど、演奏面においてより高度な専門性を追求する編成となっている。また、音楽文化学専攻においては、演習及び実習（論文指導）等が必修科目として設定され、論文執筆を中心とした科目編成となっている。選択科目では、他専攻の授業科目の履修を可能にしているほか、原典特殊講義・音楽リサーチ法・芸術情報関連科目等を設定するなど、研究の遂行をサポートする編成となっている。

博士後期課程の教育課程は、全研究領域共通であり、自己の属する研究領域において、指導教員及び他の関連教員の指導を受けて、専門の研究を深める「研究領域特別研究指導」のほか、博士特別研究と主任指導教員が開設する博士専門科目が必修科目であり、大学院開設科目を選択科目としている。

##### (映像研究科)

修士課程の教育課程は、専攻ごとに、必修科目である講義科目と併せて、必修科目Aの特別演習を通じ

て、専攻内の各領域に関する基礎的な知識、技術、ノウハウを修得させた上で、分野別ゼミナールで各学生の志向や技量に応じた、個別指導を行っている。分野別ゼミナールは、選択科目Aと位置付けられているが、学生に自らの所属研究分野あるいは領域のゼミの履修を求めるものであり、選択必修と位置付けられるものである。このゼミナールでは、専任教員との作品制作やプロジェクト実践を進めながら、高度の専門を修得した表現者、プロデューサー等あるいは研究者としての基盤を築くため、学年横断型の作品制作と個人制作を平行して進めている。

博士後期課程では、映像メディアに関する学生の志向や技量に応じた個別指導を行うことを基本とし、自己の属する研究領域において、指導教員及び他の関連教員の指導を受けて、専門の研究を深める「研究領域特別指導」に加えて、特別講義、特別研究、特別演習を必修科目としている。

以上に見られるように、各研究科の教育課程は、それぞれが目的とする人材を養成するために適切な体系と内容となるよう様々な工夫がなされている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

教育課程の編成や授業科目の配分等については、各研究科の専攻又は研究分野の教育目的、特性や学生授業アンケート結果等を踏まえつつ、各研究科において審議し、決定している。

(美術研究科)

各専攻のアトリエや工房、研究室での創作研究活動を中心とする少人数・相互交流型の教育システムをベースとして、随時、学生からの要望を吸収しながら、個々の学生の資質に適合した教育方法を採用している。

また、地域連携を取り入れた様々な創作研究の指導を行うことにより、創作活動を広く社会へ還元するなど、教育課程の編成や科目の内容において社会との連携活動に配慮している。

さらに、受託研究である「国宝「源氏物語絵巻」現状模写」が修士課程絵画専攻日本画研究分野、博士後期課程美術専攻日本画研究領域の学生の研究指導教材として大きな意味を持った例に見られるように、学術の発展動向や社会からの要請を反映した科学研究費補助金、受託研究、受託事業による研究等は、教員の研究面での取組であるだけでなく、多くは大学院生に対する創作研究指導として機能している。

なお、海外の教育機関と連携して、国際交流アートプロジェクト「ナントカエイトー関一」、2009 現代芸術国際交流ワークショップ、「三國G」日韓中東洋画交流事業一展覧会及びセミナーを開催している。

(音楽研究科)

学生のニーズとして、修了後、作曲家や演奏家など音楽家としての活動にとどまらず、教育者・指導者の立場に立つことも想定して、専門領域に関する高度な技能・知識のみならず、音楽芸術諸領域や音楽教育に関する知識も専門的なレベルにおいて修得することも求めており、これに対する配慮として、他専攻の開設科目を履修可能とした課程編成を行っているほか、音楽文化学専攻内には、音楽学部における楽理科・音楽環境創造科の延長線上にある音楽学や音楽音響創造・芸術環境創造に加えて、大学院のみの研究領域として音楽教育・ソルフェージュ・応用音楽学・音楽文芸の諸領域を設け、教育者・指導者に必要な音楽文化及び教育に関する広範な領域についての学習を可能としている。

また、お茶の水女子大学や東京外国語大学との単位互換制度により、音楽文化にとどまらない様々な分野の最新の研究に触れられる機会を確保し、学生の知識・視野の拡大を図っている。

さらに、海外の教育機関と連携して、交流演奏会や日本東洋サマースクールを開催している。

(映像研究科)

当該研究科は、設置に当たって、「映像文化都市」を目指して各種施策を推進している横浜市の教育施設の整備面に対する全面的な協力、関連産業からの設置を求める要望書等の社会的要請を受けて、コンテンツ産業やメディア芸術の振興を背景として広く対応するために新設されたものである。

映像分野関連の学部卒業後、さらに高度な専門知識・技術の修得を希望する学生のニーズも高く、当該研究科における映画専攻製作領域における「映画表現技術ゼミ」やアニメーション専攻企画開発領域における「企画開発特別演習」といった科目構成で、そうしたニーズにこたえている。

また、横浜国立大学等と共同で、平成 21 年度に文部科学省の「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」に、「横浜文化創造都市スクールを核とした都市デザイン／都市文化の担い手育成事業」が採択され、映像研究科映画専攻が中心となって、平成 21 年度においては、公開ワークショップ「編集者の決断を探る」、公開講座「編集の制限」等の企画・実施に参画している。

さらに、海外の教育機関と連携して、長編映画「深度」(仮題)を共同制作している。

以上のように、全体としては、教育目的と専門分野の特性に基づき、学生や社会からの要請にこたえ、研究成果の反映、学術の発展動向に配慮した授業科目の開設と課程編成を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

各研究科では、入学時において専攻又は研究分野でガイダンスを行い、履修案内やシラバス等を用いつつ科目の履修方法等について指導を行っているほか、少人数や個人レッスンによる研究指導、作品や演奏の発表、アトリエ・工房・練習室などの自習室の整備等を通じ、学生の主体的な学習を促している。

(美術研究科)

当該研究科では、個人の制作を重要視する観点から、制作の場であるアトリエ・実習室・工房等を整備し、可能な限り開放している。また、教育成果でもある研究作品や研究論文の学内外展覧会への出品や当該大学のウェブサイトでの公開、学会などでの発表を推進している。

特に、修士課程教育の集大成である研究作品・修士論文に関しては、全学生の作品を展示した修了制作作品展を大学美術館で毎年実施し、作品を直接公開すると同時に図録や論文要旨集を作成して刊行している。

また、博士後期課程では、博士論文や作品を一堂に会して展示発表する場として博士展を平成 19 年度より開始し、一般外部からの批評を受け入れると同時に個人としての主体的な取組を促す契機としている。

(音楽研究科)

当該研究科では、学生の主体的な学習を促すことを目的に、特に実技系専攻の学生に対しては練習室等を整備し、練習室を授業時間外に使用することやレッスン室を事情に応じて練習室として使用することを認めるなど、日常的に自主学習の機会を提供している。さらに、練習室の効率的な稼働を目指し、予約制を導入するなどその使用方法についても随時改善を行っている。

音楽文化学専攻においても、研究領域ごとに大学院生専用のスペースを確保し、学生が個人若しくは共同で研究活動に従事できる環境の整備を進めている。また、こうした学習・研究活動に向かうモチベーションを高めるため、学外からの依頼演奏に対する積極的な参加の奨励や出演者決定のためのオーディションの導入、あるいは優秀論文に対する口頭発表の場の提供などの取組を行っている。

(映像研究科)

当該研究科は、少人数のグループによる実践的な制作を通じた指導を行っている。課題の制作では、常に主体的に考えることが学生に要求され、制作を行う中で出てきた問題を講義の際や授業時間外に質問として提起してくるなど学生・教員間のコミュニケーションは密なものとなる。こうした学生・教員間の密なやりとりにより、学生の志向や技量に応じたフォローを行い、学生が自ら主体的に学ぶように促している。また、自主学習の施設環境としては、横浜地区では教室以外に撮影や編集等が可能なスタジオや編集室、工作室及び必要な機器・機材を備えており、さらに制作した作品を上映する視聴覚設備も整えている。これらの施設・設備は、自主的な制作活動時においても使用することができる。

以上のように、少人数のグループ指導や個人レッスン等を通じて、学生個々の能力に応じ、課題や練習方法等についてきめ細かい指導を行うとともに、そのための自主学習環境の整備を行っている。さらに主体的な取組を促す契機及び外部からの適切な評価を得る機会の場合として、学内外展覧会への出品や学外からの依頼演奏等に対する積極的な参加を奨励している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

大学院学則に基づいて、研究科における授業科目の内容及びその単位数、研究指導の内容並びにこれららの履修方法は、各研究科において定めることとなっており、各研究科の専攻又は研究領域における教育目的、特性や教育効果等を踏まえた授業形態となっている。

(美術研究科)

当該研究科では、講義科目と専門実技科目の内容を連動するような工夫を行うと同時に、研究室活動を基本とする創作研究の中で、学生の個人個人の主体性が発揮できるようにきめ細かく個人指導を行っている。研究室単位の活動では、フィールドワークやワークショップを利用した学外での実践活動を積極的に行い、社会交流を通じた問題発見型教育を実践している。なかでも地域連携を組み込んだ「上野タウンアートミュージアム」、「取手アートプロジェクト」などを研究科の創作研究指導の一環として実施し、実社会と関係した高度な芸術教育を展開している。また、修士課程デザイン専攻では、必修科目「デザインプロジェクト」で「社会連携によるデザイン開発」を展開している。

さらに、各専攻では、社会で活躍するアーティスト等を招聘した特別講義・講演、集中講義等を実施し、個人の創作研究に刺激を与える工夫を行っている。

(音楽研究科)

当該研究科では、演習・実習等の個人レッスンや少人数によるグループ指導を中心とした授業形態をとっている。

その一方で、(1)「声楽特殊研究」・「音楽文化研究」等に見られる複数の教員による授業の開設を通じた重層的な学習指導の試み、(2)「重唱特別演習」・「室内楽実習」・「邦楽アンサンブル」等に見られるアンサンブル教育の重視、(3)「博士コロキウム」、音楽文化学専攻での「音楽文芸総合演習」など討論形式の授業の導入など多角的な授業形態を取り入れている。

また、実技系専攻においては、博士後期課程における「博士リサイタル」や修士課程における「修士リサイタル」など、学生の成果を公開する場の提供と単位化を行っている。さらに、定期演奏会等の学内演奏会への参加も指導と組み合わせて利用しており、特別講座等の課程外の授業として、各界第一人者の外部講師による講演・指導が行われている。



(映像研究科)

修士課程では、実制作が教育内容の根幹となっており、演習科目では、少人数のグループによる実践的な制作を通じた指導方法が用いられている。

時間割及び年間のスケジュールを編成するに当たって、講義科目と演習科目のバランスや特定の課題について、実制作を行う演習科目については集中的に行う方が効率的であることを勘案して、演習科目によっては、比較的長い期間での集中授業の形式で実施している。

課題として制作した作品は学内外で公開することとしており、横浜市主催の映像文化イベント EIZONE などへの参加を含めて年間のスケジュールを構成し、その準備、実施運営は学生を中心として行っている。

このように、実践的な学習指導を工夫することで、展示設計や展示構成あるいは広報活動を通じて社会との接点を持つことと、実務能力を養うことにも配慮している。

これらのことから、当該大学院の目的と特性に応じた適切な授業形態をとり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学士課程と同様な形式で、全授業科目にわたって授業内容等を明示するシラバスを作成し、当該大学のウェブサイトで公開するとともに美術研究科及び映像研究科では冊子等でも配付し、また、音楽研究科では閲覧用シラバスを履修登録会場に置き活用を促している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

大学院学則に、「学生は、いずれかの研究室に属し、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けるものとする。」と定めており、主任指導教員及び副指導教員など複数指導教員制により研究に必要な技術・知識を学生が適切に得ることのできる体制を整備している。

音楽研究科博士後期課程で、入学後、主任指導教員と関連指導教員による指導教員会議を開催し、3年間の研究計画及び1年次の研究計画を立案して「博士後期課程研究計画書」を作成するとともに、各年度末には「研究進捗状況報告書」を作成し、音楽研究科学位委員会に報告することとしているなど、指導は研究室を核として適切な計画に基づいて行われている。

なお、後述の芸術リサーチセンターの研究の一環として、学位論文の指導補助を行っている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

各研究科とも、作品指導、演奏指導又は学位論文に係る指導については、主任指導教員及び副指導教員による複数指導体制を採用しており、研究テーマの設定やその後の研究指導はこれら指導教員の下で行われる。また、各研究科とも中間評価である講評会や修士（又は博士）リサイクルでは、指導教員以外の隣接分野の教員や外部の専門家等も評価に参加し、教育内容の偏りを排除するように努めている。

美術研究科博士後期課程では、研究の進捗状況について、各研究領域で行われる中間審査及び当該研究科拡大運営委員会での中間報告で複数教員での確認を行っている。

音楽研究科博士後期課程では、指導教員会議を設置し、教員・学生双方への進捗状況報告書提出を義務化している。

映像研究科博士後期課程では、研究の進捗状況について、中間報告発表会及び中間審査を行い、教員・学生双方が確認している。

上記のように、作品指導、演奏指導又は学位論文に係る指導は、各研究科とも複数指導体制を採用し、中間評価の講評会等においては、指導教員以外の教員が参加し指導状況を客観的に把握できるシステムを構築している。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価基準及び修了認定基準は、各研究科の教育目的に沿って、大学院学則及び各研究科規則において明確に定めており、当該大学のウェブサイト、学生便覧、履修案内及びオリエンテーション等により学生に周知を図っている。

講義科目における成績評価については、シラバスの中、あるいは、第1回目の授業時に授業のテーマ及び授業計画や内容とともに、成績評価方法をあらかじめ学生に周知されており、これに従って、成績評価、単位認定は実施されている。

修了認定については、学位規則に基づき、各研究科委員会等において修得単位、学位論文等の審査結果を判断して実施しており、各研究科委員会等による審議という明確なプロセスを定めている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文等の評価基準及び審査体制については、学位規則に定められ、当該大学のウェブサイト、学生便覧、履修案内及びオリエンテーションにより学生に周知を図っている。

上記の学位規則に基づき、学位論文等の審査に当たっては、研究科委員会は、学位論文等ごとに当該研究科委員会において選出された1人以上の教授を含む3人以上の審査委員をもって組織した学位論文等審査委員会を設置し、この審査委員会での学位論文等の審査及び試験の結果を研究科委員会に報告し、審議

の上、合否を決定している。

この審査体制は、前述の学位論文の指導の在り方を踏まえて適切なものと考えられる。

なお、これまでの実績を踏まえ、芸術分野における博士学位の在り方、作品・演奏と一体化した研究論文の作成と位置付け、作品・演奏審査の基準・方法の確立及び作品・演奏審査の公開の在り方に関する研究を行うため、平成20年4月から文部科学省特別教育研究経費（教育改革）を得て芸術リサーチセンターを立ち上げ調査研究に着手している。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

#### 5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

原則として専門実技科目の成績は、担当教員だけでなく当該専攻あるいは研究領域の複数の教員の合議によって決定している。美術研究科や映像研究科の場合は、講評会においてプレゼンテーションを行い、その際に教員同士あるいは教員・学生間のディスカッションを行った上で、教員間の合議によって成績評価を行っている。この講評会等には、外部の専門家の参加を仰ぐ場合もある。音楽研究科では、演奏試験を行って複数の教員が採点し、採点結果の分布データを作成するなどした上で、教員の合議によって成績評価を行うとともに、演奏試験を学内外に公開し、これらの取組によって成績評価の信頼性や客観性の確保を図っている。

また、成績通知書を学生に交付する際、成績評価等に対する申立てを受け付けるなど、正確さを担保するための措置を講じている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

#### <専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 音楽学部では、特に声楽、オペラなどの分野で、正しい外国語のリズムの把握、舞台語の発声、発音の訓練が重要であること等から、学内共同教育研究施設である言語・音声トレーニングセンターで、幅広い言語種とレベルでネイティブの教員を中心とした実用外国語科目や原典指導が行われている。
- 受託研究「国宝「源氏物語絵巻」現状模写」の例に見られるように、学術の発展動向や社会からの要請を反映した科学研究費補助金、受託研究、受託事業による研究等は、教員の研究面での取組であるだけでなく、多くが大学院生に対する創作研究指導として機能している。
- 文部科学省特別教育研究経費を得て芸術リサーチセンターを立ち上げ、芸術分野における博士学位の在り方、作品・演奏と一体化した研究論文の作成と位置付け等の研究を行うとともに、研究の一環として、学位論文の指導補助を行っている。
- 平成16年度に文部科学省の現代GPに採択された「取手アートプロジェクトと地域文化の活性化」は、「取手アートプロジェクト」として、美術学部先端芸術表現科、音楽学部音楽環境創造科が中心になり、行政や市民と一体となって取り組み、授業の一環として発展している。
- 平成21年度に文部科学省の「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」に「横浜文

東京芸術大学

「化創造都市スクールを核とした都市デザイン／都市文化の担い手育成事業」が、横浜国立大学等と共同で採択され、現在取り組み中である。

## 基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

### 【評価結果】

基準6を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

当該大学の専門教育の特性である専門実技教育では、個人指導、少人数グループ指導を中心とした授業方法をとっているため、教員が常に個々の学生の達成状況を把握することができる。また、学生の教育成果は、美術学部・美術研究科で各種展覧会、音楽学部・音楽研究科で演奏会、映像研究科で作品上映など様々な方法で発表しており、平成21年度の展覧会、演奏会等の開催はそれぞれ30回程度、作品上映等は8回に及んでいる。このような発表を通じて、講評会による担当教員以外の教員からの指導助言や外部の専門家からの批評や一般の鑑賞者層からの声を聴くことにより、学生が身に付けた学力や資質・能力の水準を確認することができる。

加えて、各学部では、進級、卒業の判定を通して、大学院課程については、修士課程では研究作品又は研究演奏若しくは修士論文、博士後期課程では研究作品又は研究演奏及び博士論文の学位審査、修了判定を中心に達成状況の検証・評価を実施している。

また、「在学生「学習と学生生活」アンケート2007」（平成19年10月）、及び「卒業生・修了生アンケート2007」（平成19年11月）を実施している。このアンケートでは、目標の達成状況、能力の向上度や満足度に関する質問を設けている。その回答結果に基づき、総務担当理事の下企画・評価室において検証を行っている。

なお、各種コンクールや作品公募を学内に掲示し学生の参加を奨励すると同時に、学生・卒業生・修了生の受賞状況や学生や卒業生の活動の新聞掲載記事をデータベース化しており、学生が身に付けた学力等の水準や社会からの評価状況を確認している。

このように、教育の達成状況の検証・評価は、個人指導、少人数グループ指導を通しての日々の学習での確認のほか、各種展覧会や演奏会等での発表、学生の受賞状況や新聞掲載記事等のデータベース化による活用、在学生及び卒業・修了生アンケートに基づく検証など、広範に多角的に取り組んでいる。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学位授与状況は、平成21年度で、学士課程463人、修士課程373人、博士後期課程61人であり、それぞれの課程の入学定員（学士課程477人、修士課程382人、博士後期課程63人）に近い数の学位を授与している。なお、標準修業年限内の卒業・修了率は、平成21年度で、学士課程86.4%、修士課程72.1%、

博士後期課程 48.5%である。

資格取得状況としては、平成 21 年度で、教育職員免許状は、中学校教員免許状を 152 人、高等学校教員免許状を 194 人が、また、博物館学芸員資格を 36 人が取得している。

上記の状況は平成 19、20 年度も大差ない。

また、国内、国外の各種展覧会、コンクール、映画祭等で発表した、学生の創作活動・演奏活動に対しては、学部、大学院を合わせて、学生の受賞が、平成 21 年度で 50 件を超えているほか、音楽学部・音楽研究科への演奏依頼も 100 件を超えており、国内外から高い評価を得ていることがわかる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

「在学生「学習と学生生活」アンケート 2007」の結果を、設問ごとに、以下に示す。

・ 授業内容の進め方についての満足度

全体としての満足度は、美術学部 1 年次で 75.6%、2～4 年次で 59.9%、音楽学部 1 年次で 81.8%、2～4 年次で 65.6%、大学院では、全体で 71.9%となっている。特に、専門教育科目の実技科目・制作実習科目に対する満足度が高い傾向にある。

・ 入学後の能力向上度

学部 2～4 年次の回答として、「想像以上に向上した」、「向上した」という回答を合わせて 67.4%である。

・ 設定した学習到達目標の達成度

学部 2～4 年次の回答として、「達成できた」、「ほぼ達成できた」という回答が合わせて 59.5%である。

・ 学外での演奏・展示・発表の経験

学外で演奏や展示、発表を行ったことがある学生の割合は、全体で 56.4%である。

このアンケート調査の結果からは、授業内容の進め方について全体的に満足度が高い。また、能力の向上、目標の達成を自覚している者が多く、学外で演奏や展示、発表を行ったことがある学生の割合も高く、教育の成果や効果が上がっていると考えられる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

直近 3 年間における卒業・修了後の進路状況を見ると、学部卒業者の約半数が大学院へ進学している。学部、大学院の卒業・修了者の進路の多くを占める「その他」となっている者には、作家・演奏家活動を続けている者等が多数含まれている。就職先も教育内容を反映して、デザイナー、建築家、プランナー、学芸員、音楽・放送番組制作者、舞台スタッフ、交響楽団員など芸術に関わる企業・職種となっている。また、「一時的就職」の多くは、当該大学の非常勤の教育研究助手を務めている者で、この中から数年後に作家・演奏家・教育者として独り立ちする者が多い。

なお、卒業・修了生アンケートによると「現在の職業」については、自由業（芸術家、作家、演奏家）・教員が多く、また、「卒業・修了後の演奏活動や創作活動の状況」からも卒業・修了後も個展の実施、コンクール等への参加、あるいは生涯学習指導などの活動が見られる。

これらの状況を見ると、卒業・修了生の多くは、表現者として更に高い水準を目指して研鑽を重ね、専

門性を活かした活動を行っていると考えられる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該大学では、外部関係者からの意見聴取として、企業メセナ協議会の協力を得て、芸術文化振興に関心のある法人・団体組織を調査対象とした「芸術系大学への期待に関する調査」を平成21年1月に実施している。その調査結果によると、教育面に関する期待としては、「全国レベル或いは世界レベルで活躍する芸術家の養成」が圧倒的に多く、続いて「地域文化振興の担い手となる芸術家の養成」となっている。

これに対し、「卒業・修了後の演奏活動や創作活動の状況」の調査結果から、卒業・修了後も個展の実施やコンクール等への参加、あるいは生涯学習指導などの活動を行っている者が多く、さらに、卒業・修了生の創作活動・演奏活動に対しては、各種コンクールや展覧会、映画祭等で、平成21年度に約50件の作品が受賞しており国内外から高い評価を得ている。

これらの調査結果及び状況から、当該大学の教育の成果は、関係者の期待にこたえるものとなっていると考えられる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 教育の達成状況の検証・評価は、個人指導、少人数グループ指導を通しての日々の学習での確認のほか、各種展覧会や演奏会等での発表、学生の受賞状況や新聞掲載記事等のデータベース化による活用、在学生及び卒業・修了生アンケートに基づく検証など広範に多角的に取り組んでいる。
- 国内、国外の各種展覧会、コンクール、映画祭等で発表した、学生の創作活動・演奏活動に対して、学部、大学院を合わせて、学生の受賞が平成21年度で50件を超えている。

**基準 7 学生支援等**

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準 7 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生を対象としたガイダンスは、各学部・研究科及び各科・専攻を単位として実施している。ガイダンスの内容は、履修に関すること、学生生活、奨学金、教育職員免許状等に関すること、図書館や美術館等の利用案内等についてである。

なお、音楽学部・音楽研究科では、4月当初、学生の一人一人を対象に実技担当教員と面談期間を設け、自学自習や授業の進め方を中心としつつ履修、学生生活等の相談に応じている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

学習相談、助言等は、オフィスアワーや電子メールを活用し、全学部・研究科において実施している。なお、学生には、シラバスや個人面談の際に、オフィスアワーの開設時間や関係するメールアドレスの周知を図っている。

また、当該大学の教育の重要な部分である専門実技科目では、少人数のグループ指導や個人レッスンを行っており、その際、教員は、随時、学習相談や要望等を受け付け、日常の学生の反応を見ながら、適宜指導方法を見直しながら進めている。

このように、教員は、講義や実技授業の中で学生との直接対話を通じて、学生の関心、興味や学習意欲などのニーズを把握し学習支援に活かしている。

学習支援の具体例としては、学生からの要望に対して、美術学部では、平成 22 年度に石膏室にアートスペースとラウンジを設け、学生の作品を展示する場所を確保したこと、音楽学部では、これまで 20 時までとしていた音楽練習室の開放について、平成 22 年度より 21 時までとしたことが挙げられる。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。



留学生に対しては、希望する学部留学生及び大学院の国費留学生にチューターを配置するとともに、「外国人留学生向けガイドブック」を作成、配付し学習の支援を行っている。また、正課の授業として日本語及び日本語事情の科目を開講しているほか、留学生からの学習相談については、留学生担当教員及び指導教員が日々の少人数のグループ指導や個人レッスンを通して随時受け付ける体制を構築している。

障害のある学生への学習支援について、美術学部では修学補助者制度を導入し、授業の概要メモの作成や学習・生活上の相談等を行っている。また、音楽学部では定期試験の試験時間延長、点訳、墨字訳を進めているほか、専用の学習室を設置している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境としては、附属図書館や芸術情報センター等の整備のほか、アトリエ、工房、レッスン室、練習室、撮影スタジオ等の開放を行っている。

情報環境としては、芸術情報センターにおいて、パソコン端末のほか、コンピュータアトリエや音楽スタジオも整備しており、授業時間外も作品制作や演奏の録音等に使用することが可能である。

また、学内施設である大学美術館や奏楽堂などの学内のスペースを有効活用して、学生の作品展示や演奏活動が毎年数多く行われている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

当該大学が公認したサークルは20団体あり、顧問教員の配置、部室の提供のほか、経済的な助成を行っている。

そのほかの主な課外活動として、毎年秋季に美術学部生と音楽学部生が共同で、大学祭（藝祭）を開催しており、当該年度のテーマの下、平素の教育研究及び課外活動の成果を各展示会、演奏会等を通じて広く一般に公開している。

また、京都市立芸術大学、金沢美術工芸大学、愛知県立芸術大学との間で、それぞれの学生相互間の親睦交流を図る目的で、年1回5月末に、四芸術大学体育・文化交歓会（四芸祭）が輪番制で開催され、競技及び文化交流会を中心に交歓を繰り広げているほか、東京地区の国公立大学の学生の体力向上と学生相互間の親睦を図るため、年1回、東京地区国公立大学連合体育大会が輪番制で開催され、当該大学の学生も毎年数種目に参加している。

これらの課外活動については、その発展と内容の充実のために、資金及び物質面で積極的に支援している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

学生生活等において抱えている、修学、進路、対人関係、ハラスメント、健康等の問題や悩みについて、初期相談機関として、学生相談室を設置し、問題解決へのアドバイスを行うほか、相談内容に応じ、別の相談窓口等を紹介している。

また、少人数のグループ指導や個人レッスンの際に学生生活に係る問題や悩みに対しても、教員が学生からの相談を受け付けており、解決できる範囲において、助言等を行っている。

健康や心理等に係る相談については、保健管理センターにおいて、内科医、精神科医、臨床心理士、看護師等が相談に応じている。また、保健管理センターでは、保健管理の企画及び立案機能として、前述の相談業務のほか、定期健康診断、健康相談、心理相談、季節性インフルエンザ予防接種、マッサージ等を実施し、積極的に学生の生活支援に当たっている。

ハラスメントについては、すべてのハラスメントに対応すべく指針並びに規則を制定し、相談員を置くなど相談体制を整備している。

学生の就職指導に関しては、学生支援課の就職担当職員が各学部教員と連携を図って対応している。平成 21 年度では 9 回の就職説明会、16 回の企業説明会を開催している。さらに、学生支援課前の学生コーナーにおいて、求人票一覧、企業パンフレットが閲覧できるほか、就職情報等の検索用のインターネット端末を設置するなど就職指導の環境を整備している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生に対しては、入学時の 4 月において、留学生センター長及び留学生担当教員の紹介、留学生特別科目、当該大学の施設、留学生関連行事、宿舎、授業料免除や奨学金、外国人登録、在留資格及び資格外活動許可に関する生活情報について、「外国人留学生向けガイドブック」に基づきガイダンスを行っている。また、希望する学部留学生及び大学院の国費留学生に配置されたチューターは、留学生の学習及び生活上の相談等にも対応している。

留学生を対象とした住居については、当該大学の国際交流会館を提供しているほか、日本学生支援機構国際研究交流大学村東京国際交流館を指定枠の範囲内において、紹介している。なお、国際交流会館には日本人学生のチューターが居住し、学習や日常生活の問題に至るまでの相談相手となっている。

身体に障害のある学生に対しては、エレベーター、スロープ、点字ブロック、身障者用トイレの整備などバリアフリー化を順次進めている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

経済面の援助に関しては、奨学金の貸与、入学料・授業料の免除を実施するとともに、学生寮を提供するなどの支援を行っている。それらに関する情報は、当該大学のウェブサイトや掲示板等への掲載を通じて、学生に周知を図っている。

奨学金としては、日本学生支援機構及び地方公共団体や民間奨学団体の各種奨学金があるほか、個人又は団体等からの寄附金等により給付される、対象等を指定した学内奨学金制度があり、平成 21 年度で 25 件、延べ約 100 人の学生が給付を受けている。

学生寮は、寮規則に基づき運営しており、平成 21 年度で約 150 人の学生が利用している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 個人又は団体等からの寄附金等により給付される、対象等を指定した学内奨学金制度があり、平成21年度で25件、延べ約100人の学生が給付を受けている。

**基準8 施設・設備**

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

**【評価結果】**

**基準8を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、上野地区、取手地区、千住地区、横浜地区の4つの主要キャンパスを有し、その校地面積は上野地区が66,720㎡、取手地区が163,435㎡、千住地区が4,045㎡、横浜地区が5,676㎡である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計115,955㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

美術学部・美術研究科、音楽学部・音楽研究科の大部分をはじめ、当該大学の多くの施設・設備は上野地区に集中している。取手地区には、美術学部・美術研究科の一部の施設・設備が、千住地区には音楽学部・音楽研究科の一部の施設・設備があり、横浜地区に映像研究科がある。

校舎等施設としては、講義室、演習室、実験実習室、情報処理学習室、語学学習室、図書館、体育館等を設置している。

特に、当該大学の特性を反映し、その目的と使命を実現するための代表的な施設として、大学美術館と奏楽堂が挙げられる。

大学美術館は、美術作品やそれに関わる資料を収集し、それらを研究することによって新しい価値を見出すこと、さらに将来の評価にも備えて万全の設備によって資料を保存し、研究成果の展示や様々な普及活動を通して、制作と教育研究の現場である芸術大学という特質を合わせて、我が国に前例のない実験的な美術館として機能している。

奏楽堂は、音楽の教育研究及びその成果の発表においては、聴衆と一体となった臨場感のある音楽ホールで演奏することが必要不可欠であるとの理由から建設されたものであり、ホール全体が一つの優れた楽器として調和のとれた響を生むとの考えから、客席の天井全体を可動式にして音響空間を変化させる方式を採用しており、多様な演奏形態に対応できるホールとして活用している。

美術学部・美術研究科では、学生の創作の場を提供するため、上野地区にアトリエや工房を、取手地区にアトリエと共通工房を設けている。共通工房は、金工工房金工機械室、金工工房鋳造室、金工工房金属表面処理室、木材造形工房、塗装造形工房、石材工房で構成されている。これらは学生の自主的取組や学科横断的な取組に活用している。

また、音楽学部・音楽研究科では、個人レッスンや少人数のグループ指導を行う場として、レッスン室(107室)、音楽練習室(128室)、合奏室(10室)、音楽ホール(7室)を設けており、学生の空き時間において主体的な学習を行う場として活用している。

さらに、映像研究科では、学生の創作の場を提供するため、横浜地区に撮影や編集等を可能とするスタ

ジオ、編集室、工作室と必要な機器・機材及び制作した作品を上映するための視聴覚室を設けており、有効に活用している。

なお、各地区において、点字ブロック、スロープ、エレベーター、障害者用トイレの設置等、バリアフリー化に関連した整備を進めている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

当該大学の情報化の推進及びキャンパス情報ネットワークの管理運用等を行うことを目的に芸術情報センターを置いている。

芸術情報センターでは、学内LANネットワークの管理運用及び教育課程の遂行に必要な情報関連の授業を開講している。コンピューター55台がある3つの「コンピューター演習室」、コンピューター30台があるコンピューターを使った制作を行うための「コンピューターアトリエ」及び音の録音・編集等を行うための「音楽スタジオ」があり、関連機器や各種のソフトを備えている。また、取手地区には10台のコンピューターを置く「取手ブラウジングルーム」がある。これらは、授業で使用しない時間帯には、学生、教職員が利用できるほか、関連機器の貸出しも可能となっている。千住地区には、8台のコンピューターを置く「コンピューター演習室」が、横浜地区には「学生実習室」などに各専攻合わせて161台のコンピューターがある。

学内LANポートについては、研究室や事務室等是有線LANを使用している。講義室、食堂等については、有線LANのほか、無線LANを併せて設置しており、上野地区には30台の無線LANのアクセスポイントを、取手地区には16台のアクセスポイントを置いており、所要な手続きをしたすべての学生及び教職員が利用できることとなっている。

なお、学生用コンピューターは、芸術情報センター内に設置しているほか、附属図書館に27台を、学生支援課前ロビーに5台を設置している。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

施設・設備の運用については、固定資産管理規則の下、建物等貸付要項及び不動産管理要項によって規定しており、当該大学のウェブサイトを通じ広く周知されている。

また、教育研究施設の有効活用を図るため、東京芸術大学における教育研究施設の有効活用に関する規則及び内規を定め、共用スペースの確保、施設の効率的重点的利用及び学部間等の共同利用を進めている。

附属図書館では、施設・設備の利用として、附属図書館利用規則を定めている。利用規則は、図書館利用案内、学生便覧及び当該大学のウェブサイトへの掲載等により周知を図っている。

さらに、学内共同教育研究施設等の言語・音声トレーニングセンター、芸術情報センター及び学部附属施設である古美術研究施設、音楽研究センターなども、その利用方法について、各種ガイダンスでの説明、学生便覧及び当該大学のウェブサイトへの掲載、各施設の利用案内の作成、配付などを行い周知に努めている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

上野地区に附属図書館本館を、また、取手地区に分室を設置しており、芸術分野に関する資料を中心に当該大学の教育研究上必要な資料を収集している。

平成22年3月31日現在の蔵書数は、図書374,529冊、雑誌4,692タイトル、楽譜99,634冊、視聴覚資料としてレコード、CD、LDなど36,548点である。また、教育研究基盤資料については、平成21年度は電子ジャーナル293タイトルとデータベース9種類を提供している。

附属図書館の閲覧座席は、上野本館では146席を、取手分室では62席を有している。閲覧室に持ち込みパソコン用のブースを、また、視聴覚室にリスニング環境の向上やブルーレイディスク等の新メディアへ対応できる視聴覚機器を設置し、多様な需要にこたえ得る学習環境を整備している。

図書館情報システムを導入し、ウェブサイトを開設するとともに、蔵書検索システム(OPAC)をインターネット上に公開している。また、「Myポータル」と称するオンラインサービスを立ち上げ、学生及び教職員からの質問・要望、学内にない図書の取り寄せ・文献複写依頼の受付を行っている。

収集した蔵書等のうち、「西遊日簿」(自筆本)など東京美術学校及び東京音楽学校から引き継いだ蔵書を中心に1,479点を貴重資料として指定するとともに、これらを画像データベース化し、広く社会に公開している。

上野本館の開館時間は、平日が9時から20時、土曜日が9時から17時としているが、試験期間中は平日21時まで開館を行い、学生の学習の利便を図っている。なお、取手分室は土曜日の開館は行っていない。平成21年度における総入館者数は123,743人、貸出総冊数は32,304冊(うち学生は27,227冊)となっている。このほか、上野本館、取手分室で相互に資料の取り寄せができ、また、横浜地区では、上野本館や取手分室から資料の取り寄せができるデリバリーサービスを実施している。

なお、学生用資料の選定については、各学部・研究科の研究室等に選定を依頼し行っているが、学生等からの要望により図書等を購入する制度も導入している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 大学美術館を設置している。大学美術館は、美術作品やそれに関わる資料を収集、保存し、研究を推進するとともに、研究成果の展示や様々な普及活動を通して、制作と教育研究の現場である芸術大学という特性に合わせた、実験的な美術館として機能している。
- 奏楽堂を設置している。奏楽堂は、聴衆と一体となった臨場感のある音楽ホールでの演奏が、音楽の教育研究及びその成果の発表に必要不可欠であることから建設され、客席の天井全体を可動式にして音響空間を変化させる方式を採用して、多様な演奏形態に対応できるホールとして活用されている。
- 「西遊日簿」(自筆本)など美術、音楽に係わる貴重な和書、洋書、洋楽譜、邦楽譜1,479点を貴重資料として指定するとともに、これらを画像データベース化し、広く社会に公開している。

**基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム**

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準9を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育の状況に関する基礎的なデータである学籍関係や時間割、授業担当教員、成績、シラバス等の授業関係のデータは、博士後期課程など一部を除いて、学生支援課が担当する教務システムG-netに蓄積している。

また、特別講座、社会貢献プロジェクトなど、設定した15項目の資料は、「教育研究資料」として総務担当理事の下に置く企画・評価室において、全学的にデータを収集している。

さらに、各学部・研究科では、卒業・修了作品展・演奏会などを開催し、展覧会、演奏会等では、記録として、図録、演奏会プログラム、DVDを作成し、各学部教務係や映像研究科事務部で管理している。

なお、平成20年度から文部科学省特別教育研究経費（教育改革）により、芸術分野における博士学位の在り方に関する研究を目的として、美術研究科、音楽研究科に設置されたリサーチセンターにおいては、平成20年度より、博士公開審査展に係る図録、博士学位記録を刊行し、当該年度の学位授与の成果について総括するとともに、その内容をデータベース化する全学的プロジェクトが進行中である。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生からの意見聴取は、個人教育・少人数教育の実践において日常的に行われている。教職員については、教員会議、教務委員会等の委員会、教授会、教育推進室等を通じて意見聴取が行われており、そこで出された意見は、必要に応じ各委員会等を通じて検証が行われ、実際の教育現場にフィードバックされ、教育の質の向上に役立てられている。

さらに、平成19年度に実施した「在学生「学習と学生生活」アンケート2007」の回答結果を、企画・評価室で検証し、改善課題を担当理事室に提示し、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）等の授業改善についての取組、新たな外国語科目の開設等教育課程の見直し、学生支援室の窓口業務の改善等が進められた。

このほかにも、学生支援課・学生相談窓口では、個々の学生や学生の自治会組織（学友会）からの意見や提言を常に受け付けており、それらの意見については、必要に応じて学生支援室等において取り上げ、検証している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的

かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学外関係者の意見は、卒業・修了生、企業に対するアンケート等によって、また、経営協議会での外部委員からの指摘や外部委員による評価等によって受け取り、検証し、必要なものについて改善策を講じるなどの対応をしている。

「卒業生・修了生アンケート 2007」を平成 19 年度に、芸術文化振興に関心のある法人・団体組織を対象に「芸術系大学への期待に関する調査」を平成 20 年度に実施した。その回答結果は、国立大学法人評価や機関別認証評価を受審するに当たり、実施した自己点検・評価等の判断材料の一つとして活用している。また、音楽学部では、「卒業生・修了生アンケート 2007」において、卒業後のキャリアを考えるような科目や演奏家・芸術家としてだけでなく社会人としてのスキルを身に付けるような科目についての意見があったこと、及び大学設置基準にキャリア教育に関する新たな規定が加わったことから、「キャリアを考える」ことを含めた科目の新設について検討を開始している。

経営協議会の外部委員から指摘のあった「教育研究等に係る積極的な情報発信」、「芸術と科学の融合」及び「私費留学生に対する緊急奨学金」について、それぞれ、広報室の設置など組織体制の見直し、理化学研究所との連携推進、金融危機の影響を受けた留学生への修学支援を実施し、対応を図った。

美術学部・美術研究科では、平成 19 年度に外部委員による評価委員会を開催した。ここで出た意見のうち、例えば、「国際交流の継続的推進」については、ミラノ工科大学、ウィーン応用芸術大学、国立台湾芸術大学等と新たに交流協定を締結し、また、「芸術の本質について、教員と学生がともに考えて」との意見については、公開シンポジウム「藝大素述座談会―垣根のうちそと」の実施に結び付いた。

音楽学部・音楽研究科では、後援会である音楽教育振興会や同窓会組織としての同声会との懇談会・役員会を定期的に開催し、その意見聴取に努めている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

講義科目、実技科目、個人レッスン、大学院の指導内容に対する「学生による授業評価アンケート」を、教育推進室のFD対策部会が実施した。その結果は各学部教務委員会及び映像研究科教授会を通して、各教員にフィードバックし、個々の教員による授業内容等の充実・改善に資しているが、「学生による授業評価アンケート」は平成 21 年度に第 1 回目を実施したばかりであるため、調査内容等の更なる充実が期待される。なお、アンケートの結果については、学内ウェブサイトに掲載し、教職員及び学生へ公表している。

また、中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果についても、各学部・研究科教授会を通して個々の教員に周知を図っている。これらのアンケートや評価の結果を周知することにより、個々の教員による授業内容、シラバスの記述、授業方法等の改善を支援している。

また、FD対策部会においては、授業内容や方法の改善状況を把握するため、改善状況等の実績調査表により具体的な改善事例の収集を行った。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っている判断する。



9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

美術学部・美術研究科では、平成 19 年度から講評会をFDの一環として位置付け、学科・専攻で実施した講評会の記録を取りまとめ、教務委員会において検証を行っている。

さらに、平成 19 年度には学科・専攻の枠組を越えて、教育方針や教育内容を相互に批評しあい、学部単位のFDを促進するものとして、「芸術と教育—美術学部教育の現在」と題したプロジェクトを実施し、美術学部の全教員が参加した。この記録は『藝大素述』として刊行し、平成 20 年度には数回にわたり、座談会や公開大会議を実施した。

音楽学部・音楽研究科では、平成 20 年度に、教員に対してFDに関するアンケートを実施し、FDに関する意識や今後のFD活動に関する提案等を調査した。また、平成 21 年度にはFD推進週間を設け、複数の学科において公開レッスンを実施した。レッスン終了後は、当該実施教員から意見聴取し、また、実施教員と参加教員との意見交換が行われた。

映像研究科においても、当該分野の全教員のほか、他分野の教員及び外部の専門家も参加した講評会において、参加者の意見交換を行い、その結果、具体的な指導方法の改善等を行っている。

なお、「学生による授業評価アンケート」を基にしたFDの実施など、更なる充実が期待される。

これらのことから、FD活動が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

各研究室等に配置され、主に実技指導の補助をする教育研究助手やTA等の教育補助者等に係る指導には、実技内容の特殊性から、原則として当該実技に精通した者が就いている。なお、学生の指導補助における資質向上のための指導助言は、各所属研究室において日常的に行われている。美術学部・美術研究科の教育研究助手は、講評会にも参加しており、その経験自体も研修としての効果を有している。

また、TAには、業務が終了した際に、成果報告書を提出させ、教育補助業務を担当したことにより得られた成果を指導教員を通じて研究科長に報告する制度をとっている。

さらに、授業等で危険物等を取り扱う教育研究助手については、例えば、平成 21 年度で、東京労働基準協会連合会が主催するエックス線作業主任者受験講習、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者講習、木材加工用機械作業主任者技能講習など 8 件の技術講習会に参加するなど、種々の技術講習会へ参加しており、エックス線作業主任者など国家資格の取得も必要に応じて促している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

### 【更なる向上が期待される点】

- 「学生による授業評価アンケート」は開始直後であるため、調査内容等の改善、及びそれを基にしたFDの実施など、更なる充実が期待される。

**基準 10 財務**

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

**【評価結果】**

**基準 10 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 21 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 68,377,006 千円、流動資産 2,447,654 千円であり、資産合計 70,824,661 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 3,717,317 千円、流動負債 3,113,842 千円であり、負債合計 6,831,160 千円である。これらの負債は、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものであり、そのほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 17 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

さらに、当該大学では、外部資金の導入促進を目指し、教員向けの研修会、科学研究費補助金申請サポーターの制度化、大型外部資金獲得に向けた助走的研究の支援を実施している。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、当該大学の関係委員会等で検討の後、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

## 10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 21 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 7,884,106 千円、経常収益 7,858,168 千円、経常損失 25,938 千円、当期総利益は 190,694 千円であり、貸借対照表における利益剰余金 212,522 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

## 10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算編成方針を学長、理事、部局長等により構成する予算調整会議で検討の後、経営協議会の議を経て役員会で策定し、教育研究経費については、前年度の実績と個別の必要性を考慮し、各部局に配分を行っている。各部局に配分した経費は、部局長裁量による予算配分を可能とする等の方針を策定している。さらに、学長裁量経費を確保し、学長のリーダーシップによる学内共同研究に対する戦略的配分を行っている。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマッププラン、施設管理マップや耐震診断結果に基づき、全学的な観点から配分を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

## 10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を官報に公告し、当該大学のウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

## 10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則及び同監事監査実施基準に基づき、監査計画を策定し、実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直属の独立性を有する監査室が、内部監査実施要項に基づき、内部監査計画書を作成し、実施している。

また、それぞれの監査の連携を図るため、監事、会計監査人、監査室長及び役員の四者協議会を開催している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

**基準 11 管理運営**

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

**【評価結果】**

**基準 11 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

当該大学では、役員として学長、理事4人及び監事2人を置いている。管理運営組織として、学長と理事による役員会を置くとともに、国立大学法人法に基づく教育研究評議会及び経営協議会を設置している。

また、学長の円滑な大学運営を補佐し、学長が指示する特定の事項を処理するため、国際交流及び留学生、社会連携を担当する学長特命2人を置くとともに、理事を補佐する組織として、教育推進室、学生支援室、研究推進室、国際交流室、広報室、出版局、管理・運営室、企画・評価室、情報化推進統括室、キャンパスグランドデザイン推進室の10の理事室を置いている。なお、学長の直属組織として、監査室を置き、監査における独立性・公正性を確保している。

事務組織は、事務局に総務課、社会連携推進課、会計課、施設課、学生支援課の5課を置くとともに、各学部、映像研究科、附属図書館及び大学美術館に事務部を置いている。

危機管理に係る体制は、東京芸術大学危機管理マニュアルに基づき、学長及び理事から構成される危機管理対策委員会の下に防災対策委員会を、防災対策委員会の下に防災対策連絡会を置き、危機及び防災への対策等を行う体制を整備している。なお、安全衛生委員会を設置し、安全衛生ガイド等を作成し、学内ウェブサイトやリーフレット等により教職員及び学生に周知を図っている。また、学生及び教職員を対象に各地区で、消防訓練を行うとともにAED講習会を開催している。

研究費にかかる不正防止についても、不正防止計画並びに管理・監査のガイドラインを作成し、当該大学のウェブサイトに掲載し周知を図っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

教育研究評議会は教育研究に関する重要事項について、経営協議会は当該大学の経営に関する重要事項について審議し、これを受けて、役員会が審議し、学長が最終的に大学の意思を決定している。

学長の機動的、戦略的な意思決定に資するため、学長の下に教育担当、研究担当、総務担当、学長特命担当の理事4人を置くとともに、学長が指示する特定の事項を処理するため、学長特命2人を置き、さら

に、学長の諮問に応じ、当該大学の運営に関し助言及び支援を行うため顧問及び相談役を設置している。

また、全学的な観点から企画・立案業務を担当するとともに学長及び役員と部局等との連携を図るため、理事の下に各学部等の教員と事務職員から構成される理事室等を設置し、機動的な運営を行っている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズは、アンケート調査のほか、指導やレッスンの際等に直接的に把握しており、必要に応じ会議等に報告し、管理運営に反映するようにしている。

教職員の管理運営に対するニーズは、定期的に開催される過半数代表者との懇談会のほか、給与改正等の説明会において、学長が直接に教職員からの意見、要望を聴取することで把握している。

学外関係者のニーズは、経営協議会の外部委員である学識経験者や企業等関係者の6人から指導・助言を受けているほか、大学美術館評議員会での11人の外部委員から、また、平成20年度に、芸術文化振興に関心のある法人・団体組織を対象に実施した「芸術系大学への期待に関する調査」を通して把握している。

これらを通して把握したニーズを基に、管理運営の改善に反映した主な事例としては、大学の状況等を積極的に配信する観点から広報室・出版会の設置及び当該大学ウェブサイトのリニューアル、人件費抑制のための事務組織の見直し、芸術と科学技術の推進から理化学研究所との連携強化、そのほか、エレベーターの改修や外灯の増設等の施設の充実が挙げられる。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学では、非常勤2人の監事が監事監査規則及び監事監査実施基準に基づき、業務監査及び会計監査を行っている。そのために、監事は役員会、教育研究評議会、経営協議会、その他重要な会議に出席して、業務運営の状況について聴取するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じ意見を述べるができる体制となっている。

監事は、毎事業年度初めに監査計画を作成し、当該大学の業務全般について監査を実施しており、各部局等の業務監査においては、各部局長からアクションプランや年度計画に基づいた業務処理状況について聴取し確認している。業務監査及び会計監査の結果は、監査結果報告書として取りまとめ、学長へ提出し役員会に報告している。この監査結果は当該大学のウェブサイトに掲載している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

役員や幹部職員については、国立大学協会が主催するマネジメントセミナー等の研修会に参加している。

事務職員については、職員の資質向上を図るため、年度当初に作成する研修計画に基づき、新規採用者

研修、接遇研修、エクセル研修会等を実施するとともに当該大学への理解を深めるため、展覧会概論、東京芸術大学史概論（美術編）、東京芸術大学史概論（音楽編）、美術に関する基礎知識、音楽に関する基礎知識等の講習会を実施している。また、そのほかにも、放送大学を利用した自己啓発研修や外部団体等が企画する研修会やセミナー等に職員を派遣している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

大学の管理運営に関する基本方針は、第1期中期目標において「本学の目標に即した教育研究、社会貢献を実現するための戦略の確立とその効果的かつ迅速な執行を図るための体制を整える。」と掲げており、この方針に沿って、当該大学の組織に関する規則が整備されている。

管理運営に関わる学長及び理事の職務、権限、選考等は、学則、役員会規則、理事に関する規則、学長選考会議規則、学長選考規則等として規定し、当該大学のウェブサイト等を通じ公表している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

目標、計画、活動状況等に関するデータや情報については、当該大学のウェブサイトに掲載し、これを通じて学内の構成員のみならず学外者に対しても公表している。

また、役員会、教育研究評議会、経営協議会の議事録等については、各学部等の事務部において閲覧可能な状態で保管しており、大学の構成員が必要に応じて活用できる状況にある。

なお、管理運営及び教育研究活動の状況の取りまとめを効率的に実施し、それらを活用するため、平成23年度の運用を目的に総務担当理事の下で企画・評価室が担当し、教育研究活動等に関する基礎的データベースの構築に着手している。「教員情報データベース（仮称）」については、平成22年9月に教育担当理事をチーフとする教員情報データベース（仮称）タスクホースを企画・評価室の下に設置し、データベースの項目等を中心に検討を開始している。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

総務担当理事の下に置かれた企画・評価室において、全学における自己点検・評価等を行うとともに、各部局等においても評価委員会等を設置している。

企画・評価室での点検評価の際は、教育・研究の状況についても外形的・客観的な状況の把握にとどまらず、取組の実施状況、成果が確認できる資料等を利用しつつ自己点検・評価を行っている。

これらの自己点検・評価の結果は、各事業年度に係る業務実績に関する報告書に取りまとめている。この報告書や国立大学法人評価委員会の評価結果は当該大学のウェブサイトに掲載し、広く社会に公表している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

平成 16 年度から実施している中期計画に基づく年度計画の実施状況の自己点検・評価については、当該大学経営協議会の外部委員による検証を踏まえ、国立大学法人評価委員会に提出し、同委員会及び大学評価・学位授与機構による評価を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

国立大学法人評価委員会が評価した各年度における業務の実績に関する評価結果については、役員会、教育研究評議会及び経営協議会に報告している。

平成 20 年度について、課題として指摘された、外部資金獲得へ向けての取組、一般管理費削減へ向けての取組等の事項については、担当理事室等を定め、改善のための実行計画を作成し対応している。

また、企画・評価室では、年度計画の中間時点や期末時点での進捗状況を自主的に年 3 回、点検・評価しており、各部局や理事室等が自己点検・評価した「年度計画の進捗状況調査」に対し、評価結果として確認事項を作成して当該部局等に通知し、管理運営の改善に供している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

当該大学では、課題作品や卒業制作、研究作品、卒業演奏及び研究演奏等の教育研究成果について、展覧会や演奏会など様々な媒体を活用し広く社会に発信することを通して、社会との接点を有する活動を積極的に推進している。

また、大学の概要、大学組織の概要、教員・学生の教育研究成果や自主的な活動の成果に係る情報及び法定公開情報等についても、当該大学のウェブサイトに掲載し、広く社会に向けて発信している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。





< 参 考 >



## i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

- (1) 大学名 東京芸術大学
- (2) 所在地 東京都台東区上野公園12番8号
- (3) 学部等の構成  
 学部：美術学部、音楽学部  
 研究科：美術研究科、音楽研究科、映像研究科  
 関連施設：附属図書館、大学美術館、言語・音声  
 トレーニングセンター、演奏芸術セン  
 ター、保健管理センター、芸術情報セ  
 ンター、藝大アートプラザ
- (4) 学生数及び教員数（平成22年5月1日現在）  
 学生数：学部2,004人、大学院1,233人  
 専任教員数：210人  
 助手数：0人

### 2 特徴

#### （沿革）

本学は、昭和24年5月、その前身である東京美術学校、東京音楽学校を母体とし、「広く芸術に関する知識を授けるとともに、深く芸術の技能、理論及び応用の教授並びに研究」（学則第4条）を目的に設置された。当初は美術学部（絵画科・彫刻科・工芸科・建築科・芸術学科）と音楽学部（作曲科・声楽科・器楽科・指揮科・楽理科）の2学部10学科でスタートし、附属図書館が附置された。

その後、大学院修士課程・博士後期課程の設置、学部・研究科及び学内共同教育研究施設等の改組・再編等を行い、平成16年4月には国立大学法人東京芸術大学が設置する大学となり、現在では2学部3研究科7学内共同教育研究施設等を有する芸術に係る教育研究分野とその前身である東京美術学校・東京音楽学校の創立から数えて120有余年の歴史と伝統を有する我が国唯一の国立総合芸術大学となっている。

なお、美術学部には附属古美術研究施設及び附属写真センターを、音楽学部には実技を専修する大学別科及び附属音楽高等学校をそれぞれ設置している。

本学の校地は、東京都台東区上野公園、茨城県取手市、神奈川県横浜市、東京都足立区千住に所在している。大部分の学科の教育研究は東京都台東区の上野校地で行っている。茨城県取手市の取手校地では、芸術学科を除く美術学部1年生と美術学部先端芸術表現科、大学院美術研究科先端芸術表現専攻が、神奈川県横浜市の横浜校地

では大学院映像研究科が、東京都足立区の千住校地では音楽学部音楽環境創造科と大学院音楽研究科音楽文化学専攻の一部の学生が教育研究活動を行っている。

#### （本学の特徴）

本学は、「我国唯一の国立総合芸術大学として、創立以来の自由と創造の精神を尊重し、我国の芸術文化の発展について指導的役割を果たすこと」を使命としており、その実現に向けた基本的な目標として「①世界最高水準の芸術教育を行い、高い専門性と豊かな人間性を有した芸術家、芸術分野の教育者・研究者を養成する。②国内外の芸術教育研究機関や他分野との交流等を行いながら、伝統文化の継承と新しい芸術表現の創造を推進する。③心豊かな活力ある社会の形成にとって芸術のもつ重要性への理解を促す活動や、市民が芸術に親しむ機会の創出に努め、芸術をもって社会に貢献する。」を策定し、本学におけるすべての活動の基本理念として本学ウェブサイトを通じて公表している。

そもそも文化とは、人間の営みの上で、社会に活力をもたらし、潤いを与え、人間形成に大きく寄与し、社会に抛り所を与え、社会の地位を高め、社会に誇りを与えるものである。そして、こうした文化の役割を根元的に支えるものの1つである芸術も又、社会との関わり無しには存在しえない。すなわち、芸術は本質的に社会との相互関係、相互作用をその中に持っているのである。

従って、芸術の教育研究を行うことは、例えば、芸術作品や演奏が常に社会からの批評に晒されるなど必然的に社会との関わりの上に成り立つものであり、社会から全く離れた芸術教育研究は想像することすら難しい。

本学は、このような常に社会と相互に作用する芸術の本質を深く認識し、教員・学生を問わず、常に社会との連携及び協力を視野に入れながら教育研究を行うことを責務として捉えている。

こうした観点から、本学では、次のような社会と接点を有する活動を積極的に推進してきている。

- ① 展覧会や演奏会等による教育研究成果の発表、すなわち教員・学生の創作や演奏等の社会への積極的公開
  - ② 国・地方自治体と協働して行う文化芸術普及活動
- 以上の活動が本学の特徴として上げられる。

## ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 大学の使命と目標

本学は、設立当初の目的やこれまでの歴史的な経緯等を踏まえ、本学におけるすべての活動の基本理念として「大学の使命」と使命を遂行するための「基本的な目標」を以下のとおり定め、本学ウェブサイトを通じて公表している。

#### 東京芸術大学の使命と目標

東京芸術大学は、その前身である東京美術学校、東京音楽学校の創立以来 120 余年間、我国の芸術教育研究の中核として、日本文化の伝統とその遺産を守りつつ、西欧の芸術思想及び技術を摂取、融合を図り幾多の優れた芸術家、中等教育から高等教育に亘る芸術分野の教育者・研究者を輩出してきました。

こうした歴史的経緯を踏まえ、我国唯一の国立総合芸術大学として、創立以来の自由と創造の精神を尊重し、我国の芸術文化の発展について指導的役割を果たすことが、東京芸術大学の使命であると考えています。

また、この使命の遂行のため、下記のことを基本的な目標としています。

- 世界最高水準の芸術教育を行い、高い専門性と豊かな人間性を有した芸術家、芸術分野の教育者・研究者を養成する。
- 国内外の芸術教育研究機関や他分野との交流等を行いながら、伝統文化の継承と新しい芸術表現の創造を推進する。
- 心豊かな活力ある社会の形成にとって芸術のもつ重要性への理解を促す活動や、市民が芸術に親しむ機会の創出に努め、芸術をもって社会に貢献する。

### 2 学部・研究科の目的

学部及び研究科の教育研究活動の目的については「学則」で規定しているとともに、各学部及び各研究科については「規則」で明確に規定し、本学ウェブサイト等を通じて公表している。

また、「大学の使命と目標」を踏まえ、学部及び研究科の教育研究活動を実施する上での基本方針として、中期目標において次のとおり掲げている。

#### 教育に関する中期目標

##### ○学士課程（教養教育等）

高度な芸術専門教育を支える人間性の基盤を涵養する教育を行う。

##### ○学士課程（専門教育）

各芸術領域の伝統的な教育手法や、社会的要請を踏まえた授業を行い、高い芸術性を身に付けさせる芸術専門教育を行う。

##### ○大学院課程

学士課程で身に付けた高い専門性を発展させ、各自の独自性や創造性を向上させる教育研究指導を行う。

### iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

#### 基準 1 大学の目的

本学におけるすべての活動理念として「東京芸術大学の使命と目標」を掲げて、教育研究活動における基本的な方針や養成しようとする人材像を含め達成しようとする成果等を明確に定めている。また、東京芸術大学学則、大学院学則、各学部規則及び各大学院研究科規則で、芸術に特化した教育研究についての目的をそれぞれ明文化している。さらに、中期目標において、本学の教育研究活動における基本的な目標を定め公表している。

東京芸術大学学則及び大学院学則に定められている本学の目的は、学校教育法第 83 条が大学一般に求めている目的、及び学校教育法第 99 条が大学院一般に求めている目的に適合している。また、各学部規則及び各大学院研究科規則で定められている教育目的は、学校教育法の主旨に沿って定められている。

「東京芸術大学の使命と目標」については、学生便覧等の冊子に掲載し、大学構成員である教職員及び学生に周知するとともに、本学ウェブサイトを通じて教職員、学生をはじめ広く社会一般に向けて周知を図っている。また、本学の目的等については、入学式や各学部の新入生ガイダンスの際においても学長や学部長等から周知している。さらに、学則その他の学部規則等及び中期目標については、本学ウェブサイトを通して広く学内外に公表している。

#### 基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学では、教育研究組織として、学士課程に美術学部と音楽学部の 2 学部、大学院課程に大学院美術研究科、大学院音楽研究科及び大学院映像研究科の 3 研究科を設置している。

各学部の教育目的は、それぞれ専門分野の特性を踏まえたものとなっており、学科等の構成も各学部の教育目的に整合したものとなっている。

本学の教養教育に関しては、教育推進室のもとに置いた教養教育部会において実施等の検討を行う体制となっている。

各大学院研究科の教育目的は、それぞれの特性を踏まえたものとなっており、専攻の構成も各学部の教育目的に整合したものとなっている。

別科の教育目的は、音楽に関する技能教育を簡易な程度において教授することとなっており、専修の構成も別科の教育目的に整合したものとなっている。

学内共同教育研究施設等の活動は、本学の基本理念である「東京芸術大学の使命と目標」に沿ったものとなっており、授業科目の開設など十分な教育研究活動も行っている。

教育活動に係る重要事項を審議するため、全学的組織として教育研究評議会を置き定期的を開催している。また、学部及び大学院研究科においても、それぞれの教育活動の具体的事項を審議するため教授会や大学院研究科委員会を設置し定期的を開催している。

本学の教育に関する全学的検討組織として、教育担当理事が所掌する「教育推進室」が設置されており、各学部等の教務委員会と連携しつつ、各種の検討を行っている。また、各学部・研究科のそれぞれの特性を踏まえた教育課程や教育方法等を検討するため、学部毎に教務委員会を設置し、定期的を開催している。なお、大学院映像研究科においては、小規模な大学院のみの教育研究組織であるため、教授会において検討している。

#### 基準 3 教員及び教育支援者

教員組織に関する基本的事項については、東京芸術大学学則及び東京芸術大学の講座に関する規則により適切に組織編成されている。

## 東京芸術大学

学部・研究科における教育研究に係る責任体制について、学部長、研究科長や副学部長からなる執行部によって責任体制を整え、また、各学科等代表者の構成による各種委員会等において、学科等間の教育研究業務を調整し、執行している。

すべての学士課程における担当教員の構成は、教員一人当たりの学生数からみて、教育課程の遂行に必要な教員数を確保している。

学士課程における主要授業科目である「専門実技科目」に専任の教授又は准教授を配置している。

すべての大学院課程において必要な研究指導教員及び研究指導補助教員を十分に確保している。

本学教員の採用にあたっては、教育・研究の一層の充実を図るため「東京芸術大学における教員の採用及び昇任等に関する選考要項」に基づき、全学で「公募制」を原則とするとともに「等しい能力を持つ候補者が複数あった場合には他大学出身者、女性、外国人、障害者を積極的に選考すること」を規定し運用している。

また、教員組織の活動をより活性化するため、「任期制」を導入し全学的に推進しており、平成21年度末における任期付教員の在職割合は86%となっている。

教員の採用や昇任基準については明確に規定しており、各学部・研究科では、この方針に基づき、それぞれの専門分野における業績、技能、教育研究能力などを総合的に判断し、採用及び昇任の審査を実施している。また、大学院課程における教育研究上の指導能力についても併せて審査している。

任期制に伴う任期更新時においては、在職中における教育実績や研究実績等の項目について評価を実施しているほか、大学管理運営組織への貢献に応じて給与等の処遇に反映しており、定期的な評価を行っている。

本学教員は、教育者であると同時に我が国有数の芸術家であり、教育内容と関連した研究活動の成果を展覧会又は演奏会等の方法を通じて、学内外において積極的に発表している。

教育課程の遂行を効果的に展開する見地から、必要な事務職員及び技術職員を適切に配置している。また、TAや教育研究助手の教育補助者を活用している。

## 基準4 学生の受入

本学のアドミッション・ポリシーについては、求める学生像を中心に各学部・研究科においてそれぞれの特性や理念に応じ明確に定め、本学ウェブサイト（各科・専攻のホームページを含む）、入学者選抜要項、大学案内及び募集要項等で、入学志願者をはじめ社会一般に公表し周知している。また、選抜方法の基本方針においては、明確に定めてはいないが、各募集要項を通じ、専攻実技を中心に実施することを公表している。

本学では、アドミッション・ポリシーに基づく人材を受け入れるため、入学者選抜試験において志願者一人一人の適性、能力を複数次にわたり多角的に、的確に判断して選抜している。なお、2段階選抜、推薦入試、専門高校・総合学科卒業生入試、社会人入試、AO入試は実施していない。

学部の選抜方法は一般選抜を基本とし、個別学力検査の成績と大学入試センター試験成績等を総合的に判断して可否を判定している。

大学院の選抜方法は、学士課程と同様に一般選抜試験としているが、修士課程の一部においては外国人留学生特別選抜試験を実施している。入学者選抜実施体制に関しては、各学部・研究科に「入学試験運営委員会」又は「運営会議（入試）」を置き、学部長又は研究科長を委員長とし、入学試験実施上の管理運営、入学試験実施の要項及び試験日程、実技並びに学科試験実施教科・科目、試験官の選考、合格判定基準、その他の入学試験実施に関する重要な事項を所掌している。

年度当初の入学試験運営委員会等において、前年度の選抜試験の実施を踏まえつつ、今後の在り方を含め入学試験日程、試験科目、点数配分等についての検証を行っており、その結果を入試方法の改善の判断に資している。

学士課程の実入学者数は、入学定員とほぼ合致しており適正な状況にある。

大学院課程については、一部の専攻や課程において、入学定員の超過や未充足が見受けられる現状にあるが、各学部・研究科において、今後の社会的ニーズ等を踏まえ入学定員や教育研究組織の見直しを進めている。

## 基準 5 教育内容及び方法

本学の教育課程は、学則第4条の教育目的を実現するため、各学部の履修規程に基づき、必修科目と選択科目に、また授業の種別により、専門実技科目などの専門科目と教養科目や外国語科目などの共通科目とに区分し編成している。「専門実技科目」を中心に、各科又は各専攻に応じ、要諦な部分については必修科目を配置しているとともに、専門分野に関連する基礎知識や理論、技法等を学ぶ科目や、芸術・歴史・国際・社会感覚を培うための教養科目等、幅広い視野を確保するための選択科目を多数配置している。

専門実技科目については、各学科・専攻ごとの学年進行によることを基本とし、各学科・専攻のアトリエ、工房、レッスン室で授業が行われるため、教員と学生との意見交換を通して学生のニーズを把握しやすい状況にある。また、学生や社会からの要請に応える授業科目の開設や、授業内容・指導方法の見直しを逐次行っており、他学部開設科目や他大学との単位互換を含め、学生の多様なニーズに応えている。

単位の実質化への配慮としては、少人数のグループ指導や個人レッスン等を通じて、学生個々の能力に応じ課題や練習方法等についてきめ細かい指導を行うとともに自主学習環境を整備している。また、音楽学部では単位数の上限制度を導入している。

授業形態の組み合わせについては、少人数のグループ指導や個人レッスン等を通じた専門実技科目を中心としつつ、それぞれの専攻分野の教育目的と特性に応じた授業形態を取り入れ、それらのバランスを考慮した科目編成としている。また、国内外で活躍するアーティスト等を招聘した特別講義等を行うことにより、実践的な指導や伝統技法、現在の先端的分野の動向などを取り入れることができるよう工夫を行っている。

シラバスは各学部において作成されており、また、教務システム及び本学ウェブサイトの公開ほか、冊子等でも必要に応じ配布し活用を促している。

自主学習への配慮から、各学部において、アトリエや工房、レッスン室や練習室などの自主学習環境を整備している。また、シラバス上にオフィスアワーを記載して自主学習への支援を行う時間を設定している。さらに、音楽学部音楽環境創造科では初年次教育を実施しているほか、各学部の外国語科目は能力別のクラス編成を行っている。

成績評価基準や卒業認定基準は規則等で定め、履修便覧やオリエンテーション等で学生に周知するとともに、これらの基準に従って評価や認定を適切に実施している。

成績評価等の正確さを担保するため、本学の教育の中心となる専門実技科目について、複数教員による合議制、講評会等への外部の専門家の参加や公開試験といった取り組みによって、信頼性や客観性を高めているほか、成績評価に対する申立ての措置を講じている。

大学院課程における教育課程は、各研究科において養成する人材像等を踏まえて教育目的を定めており、各研究科の教育課程は、各研究科が期待されている教育内容・指導内容を十分に満たしている。また、学生のより幅広い芸術文化に関する知識・教養・技能習得の機会を確保・提供しており、社会が本学研究科修了生に対して求めている以上の質の高い、指導的立場にふさわしい人材育成を行うに相応しい課程編成となっている。

各研究科では、それぞれの教育目的と専門分野の特性に基づき、学生や社会からの要請に応える授業科目の設置や授業内容・指導方法の見直しを行っており、各研究科が期待されている教育内容・指導内容を十分満たしている。

大学院課程における単位の実質化への配慮としては、学士課程と同様に少人数のグループ指導や個人レッスン等を通じて、学生個々の能力に応じ、課題や練習方法等についてきめ細かい指導を行うとともに、そのための自主学習環境の整備を行っている。さらに個人としての主体的な取り組みを促す契機及び外部からの適切な

評価を得る機会の場合として、学内外展覧会への出品や学外からの依頼演奏等に対する積極的な参加を奨励している。

授業形態の組み合わせや学習指導法については、各研究科とも学生の個人個人の主体性が発揮できるようにきめ細かく個人指導を行っており、教育の目的に照らしフィールドワーク、ワークショップや演奏会等を利用した学内外での実践活動・発表を積極的に導入し、多角的な授業形態を取り入れ、学生の研究内容の深化を目指している。

シラバスは、各研究科において作成されており、また、教務システム及び本学ウェブサイトの公開ほか、冊子等でも配布し、活用を促している。

指導教員による研究指導については、大学院学則において主任指導教員及び副指導教員など複数指導教員制により研究に必要な技術・知識を学生が適切に得ることのできる体制を規定している。また、他専攻開講科目の履修を認め、所属専攻以外の幅広い知識等を得ることができ体制を整備している。

作品指導、演奏指導又は学位論文に係る指導における中間評価の講評会等においては、指導教員以外の教員や外部の専門家等も参加し講評しているとともに、指導体制のチェックや指導状況を客観的に把握可能なシステムを構築している。

成績評価基準や修了認定基準は、規則で明確に定めており、履修案内やオリエンテーション等により学生に周知している。各研究科において、成績評価基準や修了認定基準に基づいた評価や認定を行うよう体制等を整備し、それらに従って評価や認定が適切に実施されている。

学位論文等に係る審査体制は、規則で明確に定めており、評価基準(学位論文等の提出方法及び最終試験の方法を含む)とともに、履修案内やオリエンテーション等により学生に周知している。

成績評価等の正確さと客観性を担保するため、複数教員による合議制、講評会等への外部の専門家等の参加や公開試験といった取り組みによって、信頼性や客観性を高めているほか、成績評価に対する申立ての措置を講じている。

## 基準6 教育の成果

本学の専門教育は、個人指導、少人数グループでの指導を中心とした授業方法を採用しており、教員が常に個々の学生の達成状況を把握している。また、学生の教育成果は、各種展覧会、演奏会、出版物、本学ウェブサイト等様々な方法で外部に向けて発表しており、身に付けた資質や能力等について外部の専門家や一般の鑑賞者等からの批評を受けている。また、授業評価アンケート等の調査手法も効果的に用いて、教育の達成状況の検証・評価を実施している。

学位授与数、教育職員免許状、博物館学芸員資格の取得状況は、高い水準で推移している。また、学生が在学期間中の研究成果により、国内外のコンクール、作品公募等において数々の受賞を果たしている。また、授業内容、学力の向上度、目標の達成度等に関する学生アンケートの調査結果においても、全体的に満足度が高くなっている。

直近3年間の卒業後の進路状況では、学士課程から大学院課程への進学率が高い水準となっており、学部での教育指導に対して学生が肯定していることを示している。卒業・修了生アンケートの調査では、大学時代の専攻等と関係性が強い職種や仕事に就いている者が多いことや、個展の実施やコンクール等への参加等本学での専門を活かした活動を行っている者が多いことがわかり、本学の教育目的を反映した結果となっている。

企業等へのアンケート調査結果では、社会のニーズに沿った教育が実現されていること示している。また、教育の成果や効果については、卒業・修了生の各種コンクールや公募にかかる受賞状況や本学に関する新聞掲載記事等から判断して、卒業・修了生、就職先、社会一般等からの期待に応えていると言える。



## 基準7 学生支援等

新入生を対象としたガイダンスとしては、履修関係、学生生活、奨学金、図書館や美術館等の利用案内等についての内容を、各学部、研究科及び各科、専攻を単位として実施している。音楽学部では、4月当初に全学生の一人一人を対象として実技担当教員との面談日を設け、自学自習や授業の進め方を中心としつつ履修、学生生活等の相談に応じている。

本学における学習相談や助言等については、オフィスアワーや電子メールを活用して実施している。なお、シラバスや個人面談の際に、オフィスアワーの開設時間やメールアドレスを周知している。

また、本学の中心である専門実技科目は、少人数のグループ指導や個人レッスンの形式で行っているため、教員は日常の学生の反応を見ながら直接的に学生のニーズを把握し、最適な方法で指導を行うとともに学習相談や要望等に対処している。

留学生への学習支援については、学習及び生活上の相談等を行うためにチューターを配置しており、学習相談については、留学生担当教員及び指導教員が日々の少人数のグループ指導や個人レッスンを通して、随時、受け付ける体制を構築している。

障害者の学習支援については、美術学部では修学補助者制度を導入し、音楽学部では専有の学習室を設置している。施設・設備のバリアフリー化の対策もとられている。

自主的学習環境としては、図書館や芸術情報センター等の整備の他、アトリエ、練習室、スタジオ等の開放を行っている。アトリエ、練習室、スタジオ等においては、時間外使用を認めており、学生は空き時間や授業時間外に、作品制作や練習等を自由に行うことができるとともに、学内の施設である大学美術館、奏楽堂その他美術学部内の各棟にある展示スペースを活用して、学内賞の受賞者の展示や授業課題制作作品等の展示を行っている。

課外活動が円滑に行われるよう、顧問教員の配置、部室の提供等の支援を行うとともに学生の教育研究の成果を広く一般に公開する大学祭に対しては、資金及び物質両面で積極的に支援している。

学生生活における多様な相談（修学、進路、対人関係、ハラスメント、健康等）に応えるための学生相談室を設置し、問題解決へのアドバイス等を行っている。健康や心理等に係る相談については、保健管理センターにおいて実施している。全てのハラスメントに対応すべく相談員を置くなど相談体制を整備している。

留学生の生活支援としては、入学時において「外国人留学生向けガイドブック」に基づきガイダンスを行うとともに、授業料免除や奨学金等の経済的支援の紹介等を行っている。留学生用の住居として本学所有の国際交流会館を提供している他、日本人学生のチューターが居住し、学習や日常生活の問題に至るまでの相談相手となっている。

また、障害のある学生には、施設・設備のバリアフリー化等の対策がとられている。

学生への経済面の援助に関しては、奨学金の貸与や、入学料・授業料の免除及び徴収猶予を実施するとともに、学生寮を設置するなどの支援を行っている。奨学金等に関する情報は、本学ウェブサイトや掲示板等への掲載を通じて、学生に周知を行っている。学生への奨学金としては、日本学生支援機構及び地方公共団体や民間奨学団体の各種奨学金がある他、個人又は団体等からの寄附金等による学内奨学金制度も整備している。また、学生寮及び国際交流会館を整備し、学生の経済的負担の軽減に努めている。

## 基準8 施設・設備

本学の校地面積、校舎面積は、大学設置基準第37条及び第37条の2に基づいて算出される必要な面積を大幅に上回っている。本学の校舎等施設として、講義室、演習室、実験実習室、図書館、体育館等を有している他、本学の教育課程の実現にふさわしい施設として、美術学部にはアトリエや工房が、音楽学部にはレッスン室や音楽練習ホールがあり、大学院映像研究科には撮影や編集等を行うスタジオがある。また、本学の教育研

研究成果を発表するための施設として、大学美術館と奏楽堂がある。施設のバリアフリー化等に関する対策としては、点字ブロック、スロープ、エレベーター、障害者用トイレ等を整備している。

情報化の推進及びキャンパスネットワークの管理運用等を行うことを目的に芸術情報センターを置いており、学内 LAN ネットワークサービスの管理運用、教育課程の遂行に必要な情報関連の授業を開講している。また、学内 LAN ポートは、研究室や事務室等では有線 LAN を使用しており、講義室や食堂等については有線 LAN の他無線 LAN を併せて設置している。学生用コンピュータは、芸術情報センターに設置している他、附属図書館及び学生支援課前ロビーに設置している。

教育研究施設の有効活用を図るため、「東京芸術大学における教育研究施設の有効活用に関する規則」を定め、共用スペースの確保、施設の効率的重点的利用及び学部間等の共同利用を進めている。また、附属図書館及びその他の学内共同教育研究施設等についても、各施設・設備の利用手引きを作成し、大学のウェブサイトや学生便覧等へ掲載するとともに各種ガイダンスでの説明により、学生・教職員へ周知を図っている。

附属図書館においては、芸術分野に関する資料を中心に図書、雑誌を系統的に収集している他、音楽関係の楽譜や、CD、DVDなどの視聴覚資料を収集している。また、図書館情報システムの蔵書検索システム(OPAC)をインターネット上に公開しており、収集した資料の有効活用を図っている。

#### 基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の状況に関する基礎的なデータは、教務システムにおいて収集・蓄積しているほか、大学評価等の対応のため「教育研究資料」を全学的に収集している。各学部・研究科においては、図録、論文集、演奏会プログラム、録音・録画等を作成しており、これらは教育成果の記録であると同時に、今後の教育方針について検討する基礎資料ともなっている。

教職員の意見聴取については、各科・専攻内での教員会議、教務委員会、教授会等において意見交換が行われ改善策に繋げている。また、学生の意見聴取については、学生アンケートを実施しており、その調査による意見をもとに教育推進室等において検討し改善しているとともに、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果は教務委員会等を通じ担当教員にフィードバックしている。

卒業・修了生アンケートや企業アンケートの結果を、自己点検・評価等の判断材料の一つとして活用しているほか、経営協議会外部委員の意見についても、それぞれの課題について対応を行い、改善に向けて取り組んでいる。

個々の教員による授業内容等の改善は、学生による授業評価、外部評価等の結果を教員に周知することにより、個々の教員による授業内容等の改善を支援し促している。

本学の専門実技教育は、個人指導、少人数グループでの指導を中心とした授業方法を採用している。専門実技の授業においては、常に教員と学生の間で双方向のやりとりが行われ、適宜に指導方法を見直しつつ進められており、教員は日常的に学生から授業を評価されていると言える。また、全学的及び学部・研究科ごとに、教育の質の向上や改善を図るための取組みが行われており、教育の改善に繋がっている。

各研究室等に配置され、主に実技指導の補助をする教育研究助手やティーチング・アシスタント等の教育補助者等に係る指導については、実技内容の特殊性から、原則として当該実技に精通した者が就いており、学生の指導補助における資質向上のための指導助言については、各所属研究室において日常的に行われている。また、授業等で危険物等を取扱う美術学部（美術研究科を含む）教育研究助手については、厚生労働省認定の団体が実施しているクレーン講習会、有機溶剤作業主任者講習会、鉛作業主任者、特定化学物質等作業主任者などの技能講習会に参加させている。

なお、授業評価は導入初期であり、課題を抽出してより有効な制度としていくことが課題である。

## 基準 10 財務

本学の平成 20 年度末現在の資産合計は 70,934,767 千円、負債合計は 6,770,661 千円である。負債合計のうち返済を要する実質的な債務である長期未払金及び未払金の合計は 1,686,591 千円であり、負債合計の 24%に留めている。なお、国立大学法人特有の会計処理に基づき債務計上されるものが大部分であり、借入金等の実質的かつ金銭的な債務がなく、健全な財務状況となっているため、本学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる状況にある。

経常的収入は、国から措置される運営費交付金の他、学生納付金等の自己収入、外部資金等から構成されている。学生納付金等の収入については、適正な学生数の確保に努めており安定的な収入を確保している。また、外部資金についても安定した確保に努めており、経常的収入を継続的に確保している。

財務上の計画は、中期計画及び年度計画において、予算、収支計画及び資金計画を定めており、本学ウェブサイトに掲載し広く公表している。

予算の執行については、総務担当理事の下に置く管理・運営室及び学長、各理事、各部局長により構成する予算調整会議での検討、経営協議会及び役員会において審議し決定された予算の範囲内で執行を行っており、支出超過は生じていない。

各年度における予算の編成方針については、管理・運営室、予算調整会議での検討及び経営協議会の審議を踏まえ役員会で作成しており、適切に資源配分されている。なお、本学の教育研究上推進すべき分野に対しては、学長のリーダーシップによる重点配分を行っている。

財務諸表等については、本学ウェブサイトにおいて、財務諸表、決算報告書、事業報告書、監事の監査報告書、独立監査人の監査報告書を公表している。

会計監査については、監事による監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。内部監査は、監査室において監査計画書を作成して適切に監査を実施している。会計監査人の監査は、文部科学大臣が選任した会計監査人により、監査計画説明書に基づき適切に実施している。監事監査は、監査計画に基づき実施するとともに、会計監査人からの監査結果報告に関する説明を受けた上で当該監査の正確性について確認している。監事及び会計監査人による報告書において、財務に関する指摘事項はない。

## 基準 11 管理運営

管理運営組織については、学長と理事による役員会を置くとともに、国立大学法人法に基づく教育研究評議会及び経営協議会を設置している。事務組織は、事務局と各学部の事務部からなっており、様々なニーズに応えるために必要な人員を配置している。

危機管理体制については、危機管理マニュアル、安全管理指針等のマニュアルを作成し、学内ホームページやリーフレット等により教職員及び学生に周知を図っている。また、学生及び教職員を対象とした消防訓練や AED 講習会を開催している。

大学の重要事項を審議する組織として、役員会、教育研究評議会、経営協議会を設置するとともに、学長の機動的、戦略的な意思決定に資するため、学長のもと理事、学長特命、顧問、相談役を置いている。また、全学的な観点から企画・立案業務を担当するとともに学長及び役員と部局等との連携を図るため理事室等を設置している。

学生・教職員・学外関係者のニーズを把握するため、アンケート調査の実施や意見・要望等の聴取等を行っており、管理運営の改善に反映している。

監事は、毎事業年度初めに作成する監査計画に基づき監査を実施している。また、監査結果は学長に報告され、改善すべき事項については改善措置が講じられている。

管理運営に関わる職員に対し、本学独自の研修会を実施しているほか、外部団体等が企画する研修会等に職

員を派遣し、職員の資質向上を図っている。

管理運営に関する方針は、第1期中期目標において明示されており、この方針に沿って、法人の学内組織を整備している。また、学長等の職務、権限及び選考等については、本学ウェブサイト等を通じ公表している。

大学の目的、計画及び活動状況等に関する情報等を、本学ウェブサイトに掲載しており、学内の構成員が必要に応じて活用できる状況となっている。また、これらの情報は学外者に対しても公表している。

本学では、中期計画に基づく各年度の実施状況について、毎年度自己点検・評価を行っている。点検・評価に当たっては、教育・研究の状況についての外形的・客観的な状況の把握にととまらず、取り組みの実施状況や成果が確認できる資料等に基づき実施している。なお、自己点検・評価に関しては、各事業年度に係る業務実績報告書等の評価結果を本学ウェブサイトに掲載し、広く社会に公表している。

この自己点検・評価については、外部者である国立大学法人評価委員会等の評価を受けており、その評価結果を、役員会、教育研究評議会及び経営協議会に報告している。なお、評価結果において指摘された事項については、担当理事室等を定め、改善するための実行計画を作成し対応している。

社会との接点を有する教育研究活動を積極的に推進することから、展覧会、演奏会、出版物、DVDなど様々な媒体を活用し、その成果を広く社会に発信している。また、前述の他、大学の概要、大学組織の概要、教員・学生の教育研究成果や自主的な活動の成果に係る情報を本学ウェブサイトに掲載し、広く社会に向けて発信している。

